

北竜町地域防災計画

(資料編)

平成31年 3月

北竜町防災会議

〔目 次〕

資 料 編

〔 防 災 組 織 〕	1
○ 資料 1－1 関係機関等の連絡先	1
○ 資料 1－2 災害対策本部掲示板・腕章	6
○ 資料 1－3 標 章	6
〔 消 防 〕	7
○ 資料 2－1 消防組織	7
○ 資料 2－2 深川地区消防組合消防計画	8
〔 災害履歴・気象等 〕	18
○ 資料 3－1 過去の災害の記録	18
○ 資料 3－2 警報・注意報発表基準一覧表	22
○ 資料 3－3 雨量観測所・水位観測所	24
○ 資料 3－4 除雪作業基準	25
〔 災 害 危 険 区 域 〕	26
○ 資料 4－1 重要水防箇所・水防区域	26
○ 資料 4－2 町内の河川	27
○ 資料 4－3 地すべり防止区域	28
○ 資料 4－4 土石流危険溪流	28
○ 資料 4－5 山地災害危険地区	29
○ 資料 4－6 危険物所在一覧	32
〔 物 資 ・ 資 機 材 〕	33
○ 資料 5－1 防災資機材・救援備蓄物資一覧	33
〔 避 難 等 〕	35
○ 資料 6－1 避難施設一覧	35
○ 資料 6－2 浸水想定区域における警戒避難体制	37
〔 通 信 ・ 輸 送 〕	38
○ 資料 7－1 緊急通行車両確認証明書	38
○ 資料 7－2 緊急通行車両標章	38
○ 資料 7－3 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	39
〔 応 急 ・ 復 旧 〕	41
○ 資料 8－1 被害状況判定基準	41
○ 資料 8－2 応急金融の要綱	45
○ 資料 8－3 被災者生活再建支援法に基づく支援	57

〔 条 例 ・ 協 定 等 〕	58
○ 資料 9-1 北竜町防災会議条例	58
○ 資料 9-2 北竜町災害対策本部条例	60
○ 資料 9-3 北海道消防防災ヘリコプター応援協定	61
○ 資料 9-4 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	63
○ 資料 9-5 北海道広域消防相互応援協定	66
○ 資料 9-6 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	69
○ 資料 9-7 北空知 1 市 4 町災害時相互応援協定	71
○ 資料 9-8 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定	74
〔 地 震 〕	76
○ 資料 10-1 過去に発生した各地域の主な被害地震	76
○ 資料 10-2 既往地震による（総合）振興局別最大震度	78
○ 資料 10-3 気象庁震度階級関連解説表	79
〔 災 害 の 基 礎 知 識 〕	83
○ 資料 11-1 1 時間雨量の目安	83
○ 資料 11-2 風と被害の目安	83
○ 資料 11-3 地震の基礎知識	84
○ 資料 11-4 職員参集要領	85
〔 様 式 〕	86
○ 別記第 1 号様式 災害情報報告	86
○ 別記第 2 号様式 職員参集状況報告書	87
○ 別記第 3 号様式 職員参集状況集計表	88
○ 別記第 4 号様式 職員参集状況受付簿	89
○ 別記第 5 号様式 職員等安否確認調査票	90
○ 別記第 6 号様式 気象通報受理簿（兼送信票）	91
○ 別記第 7 号様式 水防活動実施報告	92
○ 別記第 8 号様式 災害情報	93
○ 別記第 9 号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）	95
○ 別記第 10 号様式 災害情報速報	97
○ 別記第 11 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）	98
○ 別記第 12 号様式 避難者世帯名簿	101
○ 別記第 13 号様式 避難所受入台帳	102
○ 別記第 14 号様式 避難所設置及び受入状況	102
○ 別記第 15 号様式 救助種目別物資受払簿	103
○ 別記第 16 号様式 被災者救出状況記録簿	104
○ 別記第 17 号様式 輸送記録簿	105
○ 別記第 18 号様式 炊き出し給与状況	106
○ 別記第 19 号様式 飲料水の供給簿	107
○ 別記第 20 号様式 世帯構成員別被害状況	108
○ 別記第 21 号様式 物資購入（配分）計画表	108
○ 別記第 22 号様式 物資の給与状況	109
○ 別記第 23 号様式 物資給与及び受領簿	110
○ 別記第 24 号様式 救護班活動状況	111

○ 別記第 25 号様式	医療実施状況	112
○ 別記第 26 号様式	助産台帳	113
○ 別記第 27 号様式	学用品の給与状況	114
○ 別記第 28 号様式	応急仮設住宅台帳	115
○ 別記第 29 号様式	住宅応急修理記録簿	116
○ 別記第 30 号様式	行方不明者の捜索状況記録簿	117
○ 別記第 31 号様式	遺体処理台帳	118
○ 別記第 32 号様式	埋葬台帳	119
○ 別記第 33 号様式	障害物除去の状況	120
○ 別記第 34 号様式	賃金作業員雇用台帳	121
○ 別記第 35 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	122
○ 別記第 36 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書.....	123
○ 別記第 37 号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票	124
○ 別記第 38 号様式	自衛隊災害派遣要請の依頼について	125
○ 別記第 39 号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	126

〔 防 災 組 織 〕

○ 資料 1 - 1 関係機関等の連絡先

1 役場・消防署・公共施設等

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北竜町役場	雨竜郡北竜町字和 11 番地 1	0164-34-2111
公民館	雨竜郡北竜町字和 10 番地 1	0164-34-2553
北竜町農村環境改善センター	雨竜郡北竜町字和 10 番地 1	0164-34-2553
スポーツ公園 B&G 海洋センター	雨竜郡北竜町字板谷 149 番地 3 (非営利活動法人 NPO ひまわり 北竜町字和 6 番地の 6、北竜町商工会館内)	0164-34-2442
生きがいセンター	雨竜郡北竜町碧水 20	0164-34-2109
美葉牛研修センター	雨竜郡北竜町美葉牛 88 番地 1	0164-34-3042
深川地区消防組合深川消防署北竜支署	雨竜郡北竜町字和 11 番地 1	0164-34-2200
町立診療所	雨竜郡北竜町字 19 番地 6	0164-34-2331
町立歯科診療所	雨竜郡北竜町字 2 番地 17	0164-34-2656
特別養護老人ホーム北竜町永楽園	雨竜郡北竜町字和 19 番地 6	0164-34-2050
老人憩の家	雨竜郡北竜町字和 200 番地 1	0164-34-2904
老人福祉センター	雨竜郡北竜町字和 19 番地 1	0164-34-2435
農産物加工実習センター「パルム」	雨竜郡北竜町字板谷 155 番地 1	0164-34-3161
ひまわり観光センター	雨竜郡北竜町字板谷 143 番地 2	0164-34-2082
ひまわりパークゴルフ場	雨竜郡北竜町字板谷 154 番地 3	0164-34-3600
町営碧水スキー場	雨竜郡北竜町字碧水 222 番地 6	0164-34-3814
サンフラワーパーク北竜温泉	雨竜郡北竜町字板谷 163 番地 2	0164-34-3321

2 保育所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
和保育所	雨竜郡北竜町字西川 1	0164-34-3656

3 小中学校

名 称	所 在 地	電 話 番 号
真竜小学校	雨竜郡北竜町字和 10 番地 1	0164-34-2018
北竜中学校	雨竜郡北竜町板谷 150 番地	0164-34-2002

4 北海道

(1) 空知総合振興局等

名 称	所 在 地	電 話 番 号
空知総合振興局（代表）	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0200
空知総合振興局 地域政策課（防災）	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0033
空知総合振興局 林務課	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0074
深川保健所（空知総合振興局保健環境部 深川地域保健室）	深川市 2 条 18 番 6 号	0164-22-1421
空知農業改良普及センター北空知支所	深川市 2 条 19-13	0164-23-4267
空知家畜保健衛生所	岩見沢市岡山町 12-37	0126-22-4212
空知総合振興局森林室	岩見沢市北 2 条西 12 丁目 1-7	0126-22-1155
空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所	深川市錦町北 4-11	0164-22-1411
北海道企業局鷹泊ダム管理事務所	深川市多度志町字鷹泊	0164-28-2261
空知教育局	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0130

(2) 危機対策局

部 名	局 課 名	グ ル ー プ 名	所 在 地	電 話 番 号		FAX 番 号
				代 表（内 線）	ダ イ ヤ ル イ ン	
総務部	危機対策局 危機対策課	危機調整 グループ	札 幌 市 中 央 区 北 3 条 西 6 丁 目	011-231-4111	011-204-5007	011-231-4314
				内線 22-552		
				内線 22-561		
		防災 グループ		内線 22-554	011-204-5008	011-251-6242
				内線 22-583		
				内線 22-575		
	危機対策局 原子力安全対策課	企画防災 グループ		内線 22-578	011-204-5009	011-232-1101
				内線 22-852		
	危機対策局	休日・夜間 (当直室)		内線 22-861	011-204-5011	011-231-3402
				内線 22-586		

(3) 防災航空室

部 名	課 名	室 名	所 在 地	電 話 番 号
総務部	危機対策課	防災航空室	札幌市東区丘珠町 755-11	011-782-3233 (FAX 782-3234)

5 警察署

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道旭川方面深川警察署	深川市 5 条 1-12	0164-23-0110
和駐在所	雨竜郡北竜町字和 27-7	0164-34-2100
碧水駐在所	雨竜郡北竜町碧水 15-2	0164-34-2139

6 自衛隊

(1) 陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
北部方面総監	防衛部運用室	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116 内線 2574~2576
第 2 師団長	第 2 特科連隊	旭川市春光町	0166-51-6111 内線 2791(当直 2300)

(2) 海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
大湊地方総監	防衛部 3 室	青森県むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 内線 2224(当直 2222)
函館基地隊司令	警備科	函館市大町 10-3	0138-23-4241 内線 224(当直 300)

(3) 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
北部航空方面隊司令	防衛部	青森県三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 内線 2353(当直 3901)
第 2 航空団司令	防衛部	千歳市平和無番地	0123-23-3101 内線 2231(当直 3800)

7 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
総務省消防庁防災課応急対策室	東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-2	03-5253-7527
北海道開発局札幌開発建設部	札幌市中央区北 2 条西 19 丁目	011-611-0111
北海道開発局札幌開発建設部 深川道路事務所	深川市音江町字広里 306	0164-25-1155
北海道開発局札幌開発建設部 滝川河川事務所	樺戸郡新十津川町字中央 89 番地	0125-76-2211
北海道農政事務所 旭川地域拠点	旭川市宮前 1 条 3 丁目 15 号	0166-30-9300
北海道労働局滝川労働基準監督署	滝川市緑町 2-5-30	0125-24-7361
北海道森林管理局空知森林管理署 北空知支署	雨竜郡幌加内町字清月	050-3160-5720
札幌管区气象台(業務課)	札幌市中央区北 2 条西 18 丁目 2 番地	011-611-3217
北海道総合通信局防災対策推進室	札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第一合同庁舎	011-747-6451
北海道財務局総務課	札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第一合同庁舎	011-709-2311 内線 4242

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道旅客鉄道株式会社滝川駅	滝川市栄町4丁目9番15号	(0125)23-3169
日本郵便株式会社 和郵便局	雨竜郡北竜町字和2番地9	0164-34-2250
日本郵便株式会社 碧水郵便局	雨竜郡北竜町字碧水55番地	0164-34-2409
東日本電信電話株式会社北海道事業部 北海道北支店	旭川市10条通10丁目	0166-20-5410
北海道電力株式会社送配電カンパニー 深川ネットワークセンター	深川市7条7番2号	0164-22-4111
日本放送協会 札幌放送局	札幌市中央区大通西1	011-232-4001
日本赤十字社北海道支部 北竜町分区	雨竜郡北竜町字和11番地1	0164-34-2111

9 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人深川医師会	深川市北光町2丁目11-12	0164-23-4406
一般社団法人空知歯科医師会	滝川市花月町1丁目2-26	0125-22-4539
北竜土地改良区	雨竜郡北竜町字和11番地1	0164-34-2311

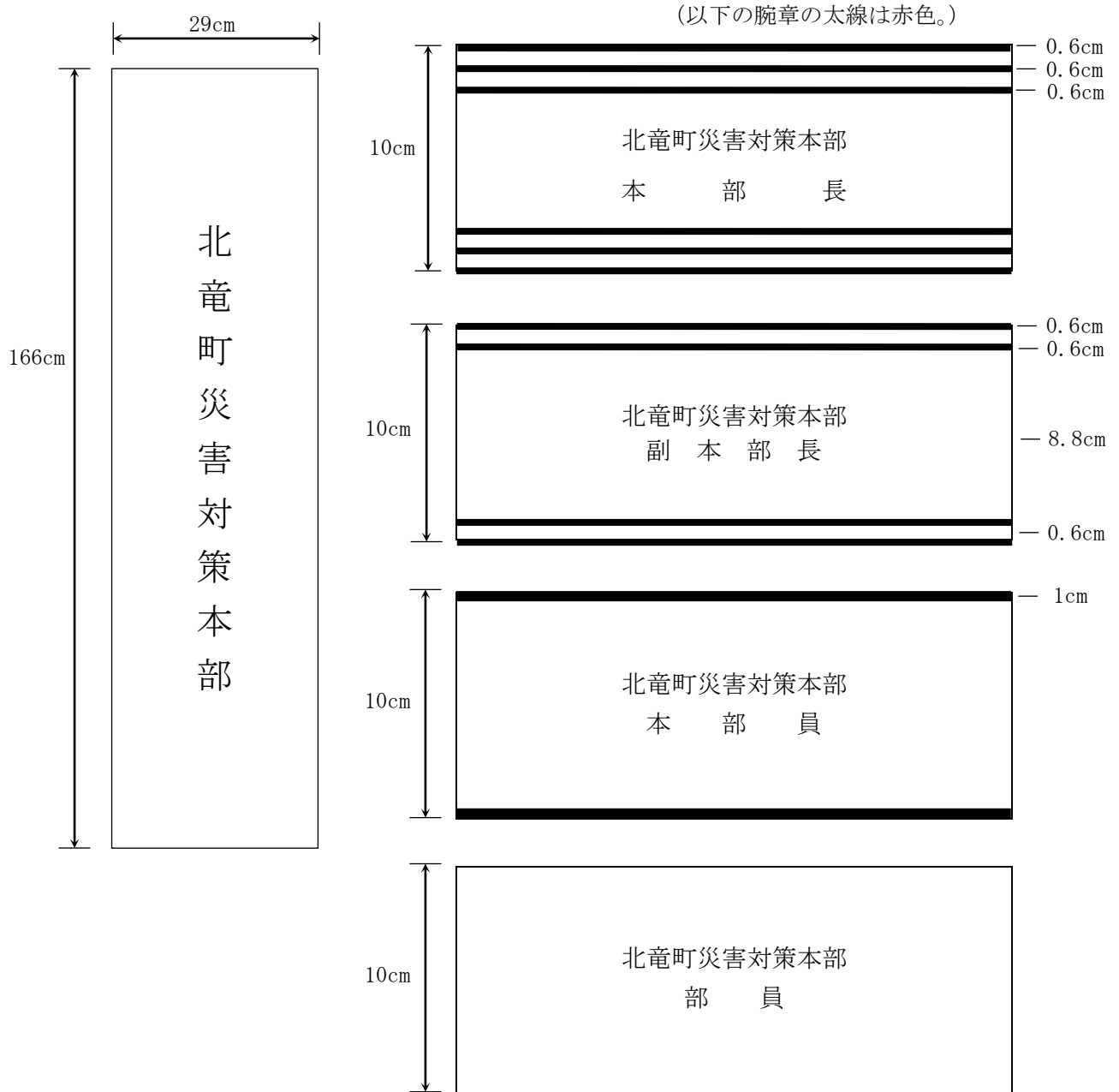
10 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北空知広域水道企業団	雨竜郡沼田町字沼田1248-1	0164-35-1878
きたそらち農業協同組合 (JAきたそらち)北竜支所	雨竜郡北竜町和36番地3	0164-34-2211
北竜町商工会	北竜町和6番地6	0164-34-2011
北空知森林組合	深川市1条19-36	0164-22-7400
北海道中央バス株式会社滝川営業所	滝川市新町3丁目2番1号	0125-24-6191
空知中央バス	滝川市新町3丁目2番1号	0125-24-3322
北竜建設業協会	雨竜郡北竜町和6番地6(北竜町商工会館内)	0164-34-2011
社会福祉法人北竜町社会福祉協議会	雨竜郡北竜町和19番地6	0164-34-2435

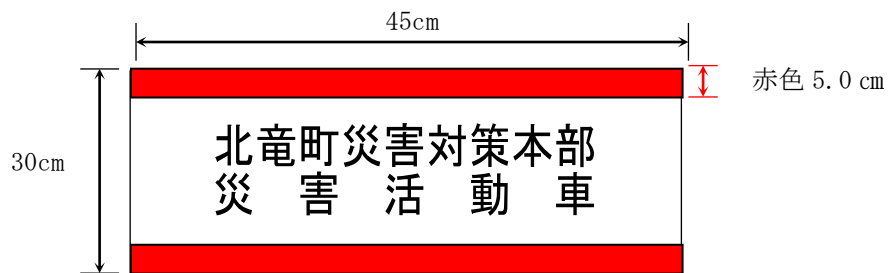
11 近隣市町村（隣接・空知管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
夕張市	夕張市本町4丁目2	0123-52-3131
岩見沢市	岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号	0126-23-4111
美唄市	美唄市西3条南1丁目1番1号	0126-62-3131
芦別市	芦別市北1条東1丁目3番地	0124-22-2111
赤平市	赤平市泉町4丁目1番地	0125-32-2211
三笠市	三笠市幸町2番地	01267-2-3184
滝川市	滝川市大町1-2-15	0125-23-1234
砂川市	砂川市西6条北3丁目1-1	0125-54-2121
歌志内市	歌志内市字本町5番地	0125-42-3211
深川市	深川市2条17番17号	0164-26-2215
沼田町	沼田町南1条3丁目6番53	0164-35-2111
秩父別町	秩父別町4101番地	0164-33-2111
妹背牛町	妹背牛町字妹背牛5200	0164-32-2411
雨竜町	雨竜町字フシコウリウ104	0125-77-2211
新十津川町	新十津川町字中央301番地1	0125-76-2131
浦臼町	浦臼町字ウラウスナイ183-15	0125-68-2111
月形町	月形町1219番地	0126-53-2321
奈井江町	空知郡奈井江町字奈井江11番地	0125-65-2111
上砂川町	空知郡上砂川町中央北1条5丁目1-7	0125-62-2011
南幌町	空知郡南幌町栄町3丁目2番1号	011-378-2121
栗山町	栗山町松風3丁目252番地	0123-72-1111
長沼町	長沼町中央北1丁目1番1号	0123-88-2111
由仁町	由仁町新光200番地	0123-83-2111
留萌市	留萌市幸町1丁目11番地	0164-56-5005
増毛町	増毛町弁天町3丁目61番地	0164-53-1111

○ 資料 1 - 2 災害対策本部揭示板・腕章



○ 資料 1 - 3 標 章

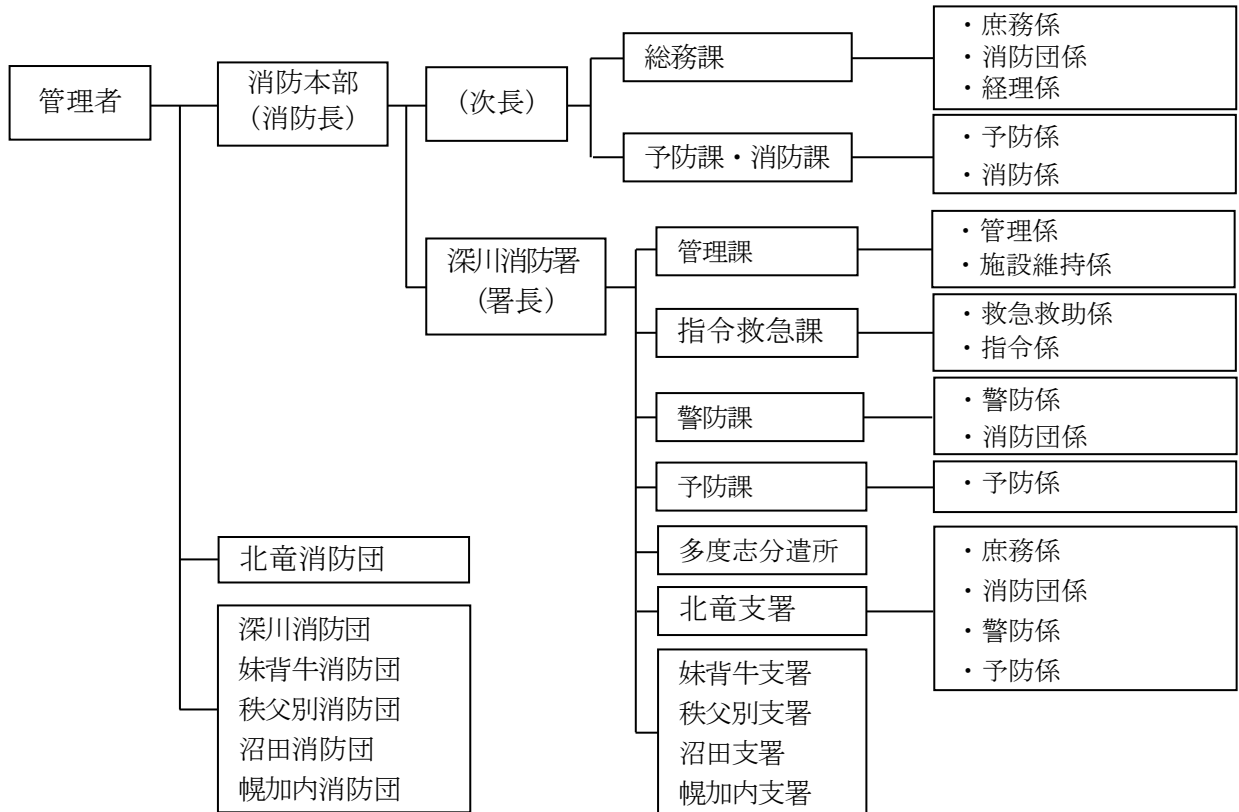


〔 消 防 〕

○ 資料 2 - 1 消防組織

1 深川地区消防組合組織機構

(平成 30 年 4 月現在)



2 現有機材及び水利施設

(平成 30 年 4 月現在)

消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	1	台
	消防ポンプ自動車	2	台
	大型水槽車	1	台
	指揮連絡車	1	台
	小型動力ポンプ付積載車	1	台
	水利施設	消 火 栓 (公設)	55
	防火水槽 (公設) 40t 以上	24	箇所
	防火水槽 (公設) 40t 未	19	箇所

○ 資料 2 - 2 深川地区消防組合消防計画

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、市町村消防計画の基準（昭和 4 1 年消防庁告示第 1 号）及び災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 2 条の規定により作成される市町村地域防災計画並びに消防部隊の編成及び活動に関する基本要綱（平成 8 年深消本訓令第 4 号。以下「部隊活動要綱」という。）に定めるところにより、深川地区消防組合（以下「消防組合」という。）の管内における水火災及び地震等の災害が発生した場合に、消防組合と消防組合構成市町及び他の関係機関が調整を図りながら、地域の災害を予防し、警戒し又は制圧して住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第 2 節 計画の大綱

消防組合が保有する消防力を十分に発揮するため組織の運用、その他の総合的な計画の大綱は、次のとおりとする。

- 1 災害に対処するために必要な組織
- 2 消防力等の整備に関する計画
- 3 的確に災害に対応するために必要な管内の地理、水利及び災害危険地域並びに火災危険区域等の調査計画
- 4 消防職員及び消防団員（以下「消防職団員」という。）の資質の向上を図るための教育・訓練計画
- 5 災害を未然に防止し、被害を最小限に止めるための住民に対する指導、普及啓発、活動計画
- 6 異常気象時における火災警報等の発令、解除、伝達及び周知するための計画
- 7 災害情報の収集及び関係機関への報告、通報するための計画
- 8 火災を警戒し、及び鎮圧するための計画
- 9 風水害を警戒し、及び防ぎよするための計画
- 10 傷病者が発生したときに、救助救急を的確に行うための計画
- 11 北海道広域消防相互応援協定及び関係機関との各種協定に関する計画

第 2 章 組織

第 1 節 事務機構

- 1 消防本部及び消防署等の事務機構
 - (1) 平常時の事務機構は、消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 4 7 年組合条例第 4 号）、消防組合本部に関する規則（昭和 4 7 年組合規則第 3 号）、消防組合深川消防署規程（平成 8 年深消本訓令第 2 号）の定めるところによる。
 - (2) 消防本部、消防署及び支署（以下「消防署等」という。）の事務機構は、別表 1 のとおりとする。
- 2 消防団の事務機構
 - (1) 平常時の事務機構は、消防組合消防団設置に関する条例（昭和 4 7 年組合条例第 5 号）及び消防組合消防団組織等に関する規則（昭和 4 8 年組合規則第 2 号）の定めるところによる。
 - (2) 消防団の事務機構は、別表 2 のとおりとする。

第 2 節 災害時の消防部隊の編成

- 1 通常災害時の消防部隊の編成

消防署等及び消防団の管轄区域における通常災害の場合の消防部隊の編成は、別表 3 のとおりとし、消防署等においては、1 個中隊又は 1 個小隊、消防団については、管轄する地域の消防団又は分団単位を基本とする。ただし、災害現場の状況により必要がある場合には、部隊編成の一部を減じ又は増強することができる。
- 2 非常災害時の消防部隊の編成

非常災害時の消防部隊は、前1の消防部隊に消防署等については、1又は2個中隊（小隊）を増強、消防団については、隣接する地域の消防団又は分団単位で増強して消防組合が保有する消防力を十分に発揮して、災害による被害の軽減を図るものとする。ただし、災害の種別及び規模によっては、屈折はしご自動車、化学消防車及び救助工作車等の特殊車両を出動させることができる。

3 警防本部の設置

(1) 次に掲げる非常災害時には、消防本部に消防部隊を統括する警防本部を設置する。

- ア 大規模火災が発生又は発生せんとするとき。
- イ 地震及び台風等の災害規模が甚大なとき。
- ウ 火災警報が発令されたとき。
- エ その他消防事象を総合し、危険度が極めて高く消防長が必要と認めたとき。

(2) 警防本部は、災害の状況により現場に出動する。

(3) 警防本部に警防班、予防班、総務班及び情報通信班を置き、その事務分掌は、別表4のとおりとする。

4 災害の規模及び被害の程度により、消防署等の部隊と消防団の部隊は合同での現場指揮本部を設置して、災害現場における指揮体制を確立し、統制された消防活動を行うものとする。

第3章 消防力等の整備計画

第1節 消防力等の現況及び整備計画

消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号。以下「整備指針」という。）に基づき、消防組合管内の災害を予防し、警戒し及び鎮圧し、並びに救急救助を確実に遂行するために、次の地域を指定し適正な施設、設備及び人員を配置するものとする。

1 地域の指定

整備指針第2条の規定に基づき、市街地、準市街地及びその他の地域を別表5のとおり指定する。

2 消防施設及び設備の配置計画

整備指針第4条から第23条の規定に基づき、前1で指定した地域に別表6のとおり消防施設及び設備を配置するものとする。

3 消防職員の配置計画

整備指針第27条から第34条の規定に基づき、次のとおり消防職員を配置する。

(1) 消防車等の操作人員の算定基準は、次のとおりとする。ただし、人員の確保等が困難な場合には、大型水槽車及び救急自動車以外のものは、操作人員を4名とすることができる。

- ア タンク車～5名
- イ 消防ポンプ自動車～5名
- ウ 屈折はしご自動車～5名
- エ 化学消防車 ～5名
- オ 救急自動車～3名
- カ 救助工作車～5名
- キ 大型水槽車 ～2名

(2) 119番等の災害情報を受け付ける消防署等には、次のとおり常時通信員を配置するものとする。

- ア 消防署 ～ 2名以上
- イ 支署 ～ 1名以上

(3) 消防署等ごとに、消防隊の指揮活動を行う指導要員を配置するものとする。

(4) 消防署等に専ら火災予防等の業務に従事する予防要員を配置するものとする。

(5) 消防署等の庶務の処理に必要な人員を配置するものとする。

(6) 消防署等の人員は別表7のとおりとする。

4 消防団員の配置計画

(1) 消防車等の操作人員の算定基準は、次のとおりとする。

- ア タンク車 ～5名
- イ 大型水槽車～3名

ウ 消防ポンプ自動車～5名

エ 小型動力ポンプ～4名

- (2) 消防団に消防部隊の指揮活動を行うため、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長を配置することができる。
- (3) 消防団に地震、台風、大雨等の特殊災害に備えて1団あたり総団員数の20%を超えない範囲の特殊災害要員を配置することができる。
- (4) 消防団に専ら火災予防活動、災害時の後方支援を行う要員を配置することができる。
- (5) 消防団又は分団ごとに庶務を行うために総団員数の5%を超えない範囲の要員を配置することができる。

第2節 消防施設・設備の整備・保守点検計画

1 消防車両の高性能・高機能化及び経年車両の更新計画

社会環境の進展に伴う新たな形態の防火対象物の出現、危険物施設の増加、多発する自然災害及び急増する救急救助事故に対応する高性能・高機能の車両の整備を図り、車両メーカーの部品等の保存状況や車両使用状況により著しく老朽化したもので災害時の緊急使用に耐えられない経年車両については、計画的に更新するものとする。

2 消防車両の保守・点検計画

消防組合が保有する消防車両及び資機材は、常に最高の性能を発揮し、あらゆる災害に対応できるように次のとおり点検を行うものとする。

- (1) 日常点検 ～ 毎日の始業時にエンジンの始動、燃料、装備品の員数及び性能の確認、走行装置及び制動装置の機能確認、緊急車装備品の機能確認及び消防無線の通話確認を行う。
- (2) 法定点検 ～ 道路運送車両法に定める定期点検を行う。
- (3) 使用後点検～ 火災、その他の災害に出動した後において、使用した資機材の入替え、補充を行い(1)に準じた点検を実施する。

3 通信施設の整備計画

災害時及び通常時における的確な消防情報の収集と情報伝達及び指揮命令の斉一を図るため消防通信指令施設及び消防無線設備の整備、並びに衛星通信及び携帯電話等の整備を計画的に推進し、消防部隊の迅速な活動に資するものとする。

第4章 消防調査

第1節 消防地理調査

消防組合が管内で発生する各種災害に迅速に対応するために、全ての署所から発生地に至る主要な道路について、安全で、かつ速やかに移動できる経路を調査しておかなければならない。

また、橋梁の崩壊、土砂崩れ等の災害により、道路が封鎖される場合を想定して複数の迂回路についても事前に調査しなければならない。

道路、橋梁等の工事及び降雪による通行止め等、事前に車両通行制限等の措置がとられる場合は、当該情報を消防隊員に周知しなければならない。

第2節 消防水利の整備

消防組合が管内で発生する火災において、延焼防止及び初期鎮圧を図るために次のとおり消防水利の整備を行うものとする。

1 消防水利の整備

地域の都市計画及び街区整備に伴って拡大する住宅地域等へ、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消防水利の整備を図るものとする。

2 防火水槽の配置

消防組合管内の市街地及び準市街地並びにその他の地域に設置されている消防水利のうち、消火栓の設置が偏重している地域には、地震等により水道管が破裂して消火活動に支障が生ずるおそれがあるために、適当な数の防火水槽を配置するものとする。

3 自然水利の活用

消防組合管内の河川、湖沼、農業用水路等を火災発生時に有効に活用するために、予め当該自然水利の管理者等と協議を図り、消防水利の指定及び標識の掲出並びに使用に関する協定の締結等に努めるものとする。また、水利部署可能な位置については、消防隊員に周知するものとする。

第3節 災害危険区域等の指定

1 延焼火災危険区域の指定

消防組合管内の市街地、準市街地及びその他の地域のうち、火災が発生した場合に、延焼拡大して被害が甚大となるおそれのある木造系住宅等の建物が密集し、その建ぺい率が50パーセントを超える地域を街区単位で指定して、出動計画に反映させるものとする。

2 火災時人命に危険が及ぶ防火対象物の指定

消防組合管内防火対象物のうち、火災が発生した場合に著しく人命に危険が及ぶおそれのある次の防火対象物で避難活動及び消火活動に支障のあるものを指定し、出動計画に反映させるものとする。

- (1) 旅館、ホテル及びその他の宿泊を伴う施設
- (2) 小学校、中学校、高等学校及び大学校
- (3) 延べ面積が概ね 1,000 m²以上の集会場、公民館、物品販売店及び遊技場等の不特定多数の者が出入りするもの
- (4) 地階又は2階以上の階に飲食の用に供する部分を有し、かつ収容人員が30人以上となる飲食店又は複合用途防火対象物
- (5) 5階建て以上のアパート、マンション等の共同住宅
- (6) 避難が困難な要介護者が入所する老人福祉施設及び避難が困難な障害者が入所する障害者支援施設並びにこれらに類する施設等

第5章 教育訓練

第1節 教育計画

消防職団員に消防の責務を正しく認識させ、職務の遂行に必要な知識、技能及び教養の向上を図って、消防職団員個々にあるいは組織に与えられた職務を組織的、かつ効率的に運営できるよう、次のとおり教育するものとする。

1 教育の区分

- (1) 基礎教育～消防職団員として必要な基礎的、共通的な知識、技能及び礼式を習得させる教育
- (2) 専科教育～消防職団員に必要な専門的及び総合的な地域、技能を習得させる教育

2 教育の方法

- (1) 学校教育～ア 北海道消防学校各科教育
イ 消防大学各科教育
- (2) 委託教育～ア 救急救命研修所
イ その他の学校、研修所及び教習所
- (3) 派遣教育～ア 他の行政機関又は団体
イ その他の機関
- (4) 内部教育～所属部署

第2節 訓練計画

消防職団員が消防業務を迅速、かつ的確に遂行するために必要な技術、戦術及び行動規律についての訓練を繰り返し行い、瞬時に的確な判断のもとに災害に対応できるよう通常及び特別に部隊が行う訓練は次のとおりとする。

1 通常訓練

- (1) 個別訓練～消防職団員が個々に消防部隊行動の斉一を図る規律訓練、緊急車両を安全に、かつ迅速に災害現場に移動させるための車両操縦訓練及び整備・資機材ごとの取扱訓練を実施し、習熟度を高め災害時には、その機能を遺憾なく発揮できる訓練

(2) 部隊訓練～消防職団員が小隊単位で施設、設備ごとに訓練を行い、相互の連携、協調を図り、消防部隊をより効果的に運用するために行う総合的な訓練

2 特別訓練

消防署等及び消防団単位で行う総合訓練並びに消防組合が組織的に行う演習で、次の訓練を行う。

- (1) 火災防ぎょ訓練
- (2) 水災防ぎょ訓練
- (3) 救助救急訓練（地震時対策訓練を含む。）
- (4) 総合防災訓練

第6章 災害予防

第1節 火災予防指導計画

消防組合管内における火災予防の万全を期すため、住民に対する普及啓発を推進し、防災に関する各種団体を育成するものとする。

1 甲種防火管理講習会の開催

- (1) 消防法施行令第3条第1項第1号イに基づく「甲種防火管理新規講習」を年1回以上開催するものとする。
- (2) 消防法施行令第3条第1項第1号イに基づく「甲種防火管理再講習」を必要に応じ開催するものとする。

2 防火管理に関する団体の育成

防火対象物に係る防火管理についての火災予防団体を育成する。

3 危険物取扱いに関する火災予防団体の育成

危険物の取扱い及び液体燃料を使用する燃焼機器の整備等に係る火災予防関連団体を育成する。

4 住民防災組織の育成

幼年、少年及び婦人層の住民火災予防関連団体を育成する。

5 予防広報活動等の推進

春・秋の火災予防運動、歳末警戒及び強風、異常乾燥時等に火災が発生するおそれのある場合、又は被害が拡大するおそれのあるときには、火災の未然防止を図るために、次の広報活動等を実施する。

- (1) サイレントの吹鳴
- (2) 消防車によるパトロール
- (3) 広報車の巡回広報
- (4) 看板、防火ポスターの掲示
- (5) 防火リーフレットの配布
- (6) 団体に対する広報活動及び防火対策の指導
- (7) その他必要な対策

第2節 火災予防査察計画

消防法第4条、第4条の2、第16条の5の規定により、消防職団員を防火対象物に立ち入らせ、対象物の防火管理及び消防用設備等の維持管理状況を検査させるものとする。

1 消防職員は、消防組合予防査察規程（平成15年深消本訓令第5号。以下「査察規程」という。）第7条第1項の規定により次の立入検査を行う。

- (1) 定期査察
- (2) 臨時査察
- (3) 特別査察

2 消防団員は、査察規程第9条の規程により当該管轄区域内の一般住宅の査察を実施することができる。

第3節 風水害・地震等の予防指導計画

台風、水害及び地震等の災害が発生した場合に人命の保護と被害を軽減するために、次のとおり必要な措置をとるものとする。

- 1 管轄区域内の警戒パトロールの実施
 - (1) 風速毎秒10メートル（最大瞬間風速15メートル）以上となったときは、消防車等の巡回及び地域防災無線等の各種通信網を利用して出火防止について広報を行うものとする。
 - (2) 台風又は大雨による家屋の浸水、田畑の冠水及び土砂崩れ等の被害が発生するおそれがあるときは消防車等の巡回及び地域防災無線等の各種通信網を利用して警戒及び早期避難等について広報するものとする。
 - (3) 震度5弱以上の地震が発生したときは、消防車等で管轄区域内を巡回して、人命及び家屋への被害、消防水利、道路及び橋梁等の異常について巡回点検等を行うものとする。
- 2 自然災害時の各家庭及び事業所における安全対策の普及啓発の推進

災害が発生した場合に備えて、食料、寝具類、医薬品及び生活必需品等の非常用備蓄品を常にそれぞれに備える等の広報を行うものとする。

第7章 火災警報発令・伝達

管理者は、消防法第22条の規定により気象の状況が火災予防上危険であると認められ、火災警報を発令しなければならない状況となった場合、消防組合構成市町長の意見を求めるものとする。

- 1 管理者は、気象の状況が以下の基準に達した場合に風速及び湿度の状況を考慮して、火災警報を発令する。

実効湿度60%以下で最小湿度が30%以下の場合、若しくは、平均風速で陸上12m/s以上が予想される場合。なお、平均風速が12m/s以上であっても、降雨又は降雪の状況によっては火災警報を発令しない場合もある。
- 2 火災警報発令中の火の使用の制限

消防長は、火災警報が発令されたときは、当該地域内における火の使用を制限し、火災の未然防止に努めなければならない。
- 3 警報の解除

管理者は、気象の状況が安定し、火災予防上危険がないと認めたときは、火災警報を解除するものとする。
- 4 警報の伝達

消防長は、火災警報が発令又は解除されたときは、ただちに関係機関及び一般住民に対して、消防法施行規則第34条の規定による消防信号（サイレン）及び各種通信網を使用して伝達するものとする。

第8章 災害情報管理

消防組管内及び北海道内において発生した各種災害情報を収集又は伝達し、消防部隊の適正な運用と防災関係機関等との円滑な連携を図るものとする。

- 1 消防署等と防災関係機関等との連絡網は、別表8のとおりとする。
- 2 消防署等の通信指令室等は、入手した災害情報により必要な部隊に出動の指令を発し、消防本部消防課に連絡するものとする。
- 3 消防署等の通信指令室等は、災害に係る情報を詳細に記録するものとする。
- 4 消防署等の通信指令室等は、気象官署等から気象・水防等に関する予警報が発表された場合、北海道（空知・上川の各総合振興局（防災））及び各市町村防災所管課から災害対策通報があった場合は、速やかに署長及び支署長に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- 5 消防署等の通信指令室等は、北海道広域消防相互応援協定（以下「消防応援協定」という。）に基づく災害情報及び応援要請を受信した場合は、速やかに署長及び支署長に報告し、必要な指示を受けるとともに消防本部消防課に連絡するものとする。
- 6 警防本部は、消防組管内における災害が拡大し被害が甚大となると予想される場合は、予め消防応援協定に基づく道央ブロック代表に対して災害情報を通知し、被害が拡大し消防組合単独では鎮圧できない状況となった場合、別表9のとおり段階的に応援要請を行うものとする。
- 7 各種災害に係る情報は、消防本部予防課、消防課又は警防本部予防班に集約して整理したのち、報道機関等に公表するものとする。

第9章 警防計画

第1節 消防職団員の招集計画

消防組合管内において火災及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びにその他警戒し、鎮圧するために必要があるときは、非番及び週休の職員並びに消防団員を次のとおり招集するものとする。

1 招集の区分

- (1) 1号招集～火災警戒、救急救助等の出動により、必要な数の職員を招集するもの。
- (2) 2号招集～火災及び救急救助等の出動により、非番中隊（職員）及び所轄の消防団、又は分団を招集するもの。
- (3) 3号招集～延焼火災、自然災害等で被害が拡大するおそれのあるとき、多重事故等の出動により週休中隊（職員）及び所轄の消防団並びに隣接する分団を招集するもの。
- (4) 4号招集～消防組合管内において、震度5弱以上の地震が発生した場合、他国からの武力攻撃等により被害が発生する恐れがある場合は、消防職団員は自発的に所属の署所、又は予め指定された場所に参集すること。

2 招集の方法

前項（4号を除く。）の招集は、消防信号、有線電話及び携帯電話等で招集するものとする。

第2節 出動計画

消防隊の出動は、警戒出動、火災出動、救急救助出動、水防出動（調査、広報出動）及び応援出動とし、地域の特異性、消防対象物の様態又は異常気象等を考慮して、予め出動計画を樹立し適正な消防部隊の出動及び運用を図るものとする。

1 警戒出動

火災と紛らわしいとき、自動火災報知設備が作動したとき、放置すると火災となるおそれのあるとき、ガス漏れ及び危険物の漏洩等で災害に発展するおそれのあるときには、別表第10-1～6により管轄の消防署等が出動する。

2 火災出動

火災出動は、次の各号に掲げる出動区分により行うものとし、別表第10-1～6により発災地を管轄する消防署等及び消防団又は分団が出動する。

- (1) 第1出動～火災を覚知した場合
- (2) 第2出動～延焼火災危険区域及び人命に危険が及ぶおそれのある消防対象物の火災並びに火災規模が拡大するおそれのある場合、現場最高指揮者が指令する。
- (3) 第3出動～火災の拡大が著しく消火活動に困難があると認められる場合、又は地理的、水利の設置状況及び気象の状況により、さらに火災が拡大し被害が大きくなると予想される場合、現場最高指揮者が指令する。
- (4) 特命出動～第3出動以上の火災に該当する場合で、さらに火災が拡大し、人的及び物的被害が著しく、大火災に進展すると認められる場合、現場最高指揮者が指令する。

3 消防組合管内の隣接区域火災出動

隣接する区域への火災出動は、消防組合管内相互の消防力を活用して、火災による被害を最小限に防止するため、第2出動以上の火災で発災地の現場指揮本部の要請により必要とする消防部隊が出動するものとする。ただし、別表11に掲げる地域における火災の場合で当該表に掲げる隣接する消防署等、消防団又は分団は火災を覚知した場合に出動するものとする。

4 救急救助出動（出場）

(1) 救急出場

次の表に定める地域内で発生した救急事案は、当該表に定める消防署等の救急隊が出場するものとする。

発 災 地 域	出 場 救 急 隊 名
深川市・妹背牛町・秩父別町の全域	深 川 消 防 署 救 急 隊
沼田町・北竜町の全域	沼 田 支 署 救 急 隊
幌加内町の全域	幌 加 内 支 署 救 急 隊

(2) 救助支援（P A連携）出動

ドクターヘリ支援、C P A等の救急事案において、消防隊等の活動支援を必要とする場合、発災地を管轄する消防署等、消防団又は分団が出動する。

(3) 救助出動

交通事故、火災、水害及びその他の災害において、人命の救出及び救助を必要とする場合、発災地を管轄する消防署等、消防団又は分団が出動する。

(4) 前 (1) ～ (3) に定めるほか、必要とする消防署等の救急隊、救助隊等を加えることができる。

5 水防出動

台風又は集中豪雨等の異常気象時において水害が発生し、又は発生が予想される場合、発災地を管轄する消防署等、消防団又は分団が出動する。

6 高速自動車道・高規格道路の出動

道央自動車道において災害が発生した場合、別表 1 2 のとおり深川消防署の消防部隊が出動する。深川留萌自動車道において災害が発生した場合、別表 1 3 のとおり消防署等の消防部隊が出動する。

第 3 節 非常時の通信統制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合及び特に必要と認められる場合において、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を図るために、消防署等の消防無線基地局は消防組合消防無線運用規程（平成 6 年深消本訓令第 7 号。以下「無線運用規程」という。）の規定により、消防無線通信の統制を行うものとする。

1 周波数の種類及び使用区分

消防通信、一般業務通信及び訓練通信における無線通信の周波数、名称及び使用区分は無線運用規程別表第 1 のとおりとする。

2 至急通信の優先

無線局は無線運用規程第 1 5 条の規定により、災害が発生し、又は発生せんとしている場合で速やかに相手局と通信を行う必要がある場合は、他の通信に割り込んで通信することができるものとする。

3 無線不感地帯の解消

消防組合管内の消防無線の不感地帯を解消するために、無線中継局及び移動無線中継局の整備を行うものとする。

第 4 節 火災防ぎょ計画

第 4 章第 3 節 1 の延焼火災危険区域及び同章同節 2 の火災時人命等に危険が及ぶ消防対象物において、火災が発生した場合に、効果的及び合理的に警防活動が実施できるよう周辺の消防水利、道路状況、建物等の構造、階数、用途及び消防隊の進入路等について事前に調査し、個々の区域及び消防対象物、並びに強風時ごとの火災防ぎょ計画を樹立しておくものとする。

第 5 節 救急救助業務計画

消防組合管内において発生する救急救助事故に対する業務計画等は、部隊活動要綱及び消防組合救急救助業務規程（昭和 5 9 年深消本訓令第 4 号）に定めるほか次のとおりとする。

1 特殊救急救助業務計画

消防組合管轄内で特殊救急救助事故（傷病者等が 1 0 人以上の事故及び救急救助現場が特異な環境の事故等）が発生した場合に、迅速、かつ的確に行動できるよう予め次の事項について業務計画を樹立するものとする。

- (1) 傷病者の収容医療機関の指定及び連携
- (2) 医療機関保有の救急車の動員計画
- (3) 隊員の搬送及び地域消防団の動員計画
- (4) 現場指揮本部及び応急救護所の設置計画
- (5) 救急救助資機材の調達及び搬送計画

2 救急業務高度化計画

社会構造の変化や高齢化による疾病構造の変化など救急に係る環境の変化及び住民ニーズの高まりに的確に対応するために、救急資機材の高度化を進めプレホスピタルケアを充実し傷病者の救命率、社会復帰率の向上を図るため、次の事項を推進し救急業務の高度化を図るものとする。

- (1) 高規格救急自動車及び資機材の整備
- (2) 救急救命士の養成等、救急隊員の資質の向上
- (3) 医療機関との連携
- (4) 応急手当普及啓発活動
- (5) 感染防止資機材の整備及び対策
- (6) 119番通報時の応急手当の口頭指導

3 災害弱者対策

火災、急病その他の緊急時において、機敏に行動することが困難な、高齢者及び障害者等の緊急時の消防機関への通報手段の確保、援護及び救護体制を確保するために、消防組合構成市町の福祉関係機関と協議のうえ、緊急通報システムの構築及び拡充に努めるものとする。

第6節 非常時の対策

消防組合は、地震等の非常時に通信の途絶、交通の遮断、消火栓の減断水の事態が発生した場合には、被害の軽減と人命の救助のために次の対策を講ずるものとする。

- 1 災害広報を行うとともに、住民に対して火気の使用を制限し、又は禁止するなど処置を講ずるものとする。
- 2 電気・通信施設等が途絶した場合には、区域内の警戒パトロールを実施し、電気通信施設の復旧に努めるとともに、他の官庁及び民間企業の通信網の利用など災害情報ネットワークの確保を図るものとする。
- 3 建造物の倒壊、地盤の亀裂及び沈下、橋梁の損壊等により交通が遮断されたときは、建設機械を保有する関係機関に対し建設機械等の出動を要請して、交通障害物の除去等により緊急出動経路の確保を図るものとする。
- 4 水道消火栓の損壊により減断水が生じた場合は、自然水利の利用を図り、遠距離送水体制を確立するものとする。
- 5 火災、その他の災害において、住民の生命、身体に危険があると予想される場合には、一定区域内への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から立ち退きの指示を行い安全な場所に誘導退去させるものとする。

第10章 応援・協定計画

第1節 広域消防相互応援協定

消防組合行政区域に隣接する他の行政区域、又は他の行政区域への火災、その他の災害に対する応援については、消防応援協定に基づき、消防組合管内の警防活動に支障のない範囲の消防部隊（以下「災害派遣隊」という。）を派遣するものとする。

1 陸上第1応援出動

別表14-1、14-2に掲げる区分に従い出動するものとする。

2 陸上第2応援出動

消防応援強敵に基づき、道央地域への出動は深川消防署から災害派遣隊1隊を派遣するものとする。ただし、派遣が長期化した場合には、支署を含めた混成部隊とする場合がある。なお、災害派遣隊には、消防司令以上の指揮者を加えた指揮隊を必要に応じて派遣するものとする。

3 陸上第3応援出動

前2の災害派遣隊に交代要員を含めた隊員を派遣するものとする。なお、災害派遣隊には消防司令以上の指揮者を加えた指揮隊1隊を派遣するものとする。

4 災害派遣隊の生活物資の備蓄

陸上第2応援出動以上の災害派遣隊が、現地において3日以上活動する場合に必要な物資を備蓄するものとする。必要な物資は別表15のとおりとする。

第2節 消防防災協定等

1 災害時における、建設機械等の使用又は出動に関する協定

消防組合管内において、延焼火災及び大規模な災害が発生した場合に、消防が保有する資機材では処理できない延焼家屋の処分、障害物の除去などで建設機械等を必要とする場合に、予め当該建設機械等の使用及び出動について、管内の建設事業者との建設機械等の災害出動協力に関する協定の締結に努めるものとする。

2 災害時における、補給食料の提供に関する協定

消防組合管内において、延焼火災及び大規模な災害が発生し、消防活動が長時間に及ぶ場合に災害現場の消防職団員等の関係者の非常食料の供給について、管内の給食事業所と非常食料の提供に関する協定の締結に努めるものとする。

3 災害時の医師、看護師の派遣及び医薬品の提供並びに救急自動車の出動に関する協定の準用

消防組合管内において、大規模な災害が発生し多数の負傷者が発生した場合に、災害現場に医師又は看護師を派遣し、救急医薬品の提供及び救急自動車の運行については、管内の医師会と消防組合構成市町との間に締結された、北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定書を準用する。

4 火災時における、農業用水等の使用に関する協定

消防組合管内において、火災が発生した場合に消防水利の確保のために、農業用水を使用し、水門を開放することについて、当該農業用水を管理する団体等と農業用水の使用に関する協定の締結に努めるものとする。

第11章 雑則

1 消防組合管内における消防事象の変化、消防の組織、機械及び施設等の変革を考慮し、本計画が最も効果的に運用できるよう必要に応じて修正を行わなければならない。

- (1) この計画は、平成4年6月1日から施行する
- (2) この計画は、平成6年4月1日現在で修正したものである。
- (3) この計画は、平成7年12月1日現在で修正したものである。
- (4) この計画は、平成12年12月1日現在で修正したものである。
- (5) この計画は、平成24年4月1日現在で修正したものである。
- (6) この計画は、平成25年4月1日現在で修正したものである。
- (7) この計画は、平成30年4月1日現在で修正したものである。

2 本計画の別表については、定期的に見直しをし、必要に応じて修正を行わなければならない。

《別表1～15省略》

〔 災害履歴・気象等 〕

○ 資料 3-1 過去の災害の記録

年度	種類	地域	被害の概況
昭和 6 年	冷害	全村	全道的大凶作、本村の減収率 70%
昭和 7 年	水害	〃	8 月 31 日～9 月 1 日の降雨量 165.3 ミリ、橋りょうの流出・欠損農作物の被害甚大
〃	冷害	〃	全道的大凶作、本村の減収率 80%
昭和 10 年	〃	〃	大凶作、本村の減収率 70%
昭和 16 年	〃	〃	大凶作、本村の減収率 70%
昭和 20 年	〃	〃	低温日照不足による全道的大凶作、山間部の被害甚大
昭和 21 年	水害	〃	本村の減収率 70%
昭和 22 年	〃	〃	7 月 22 日～23 日道央から西部一帯豪雨、被害甚大
昭和 23 年	〃	〃	8 月 15 日上川・空知一帯豪雨その他不詳
昭和 24 年	〃	雨竜川流域	8 月 13 日～14 日全道的大豪雨出水、その他不詳 5 月 4 日～5 日融雪洪水、その他不詳
〃	干害	全村	
昭和 25 年	水害	古作・板谷川端	6 月～8 月の降雨量 101.6 ミリ全道的被害、その他不詳
昭和 28 年	〃	竜西・恵岱別	7 月 31 日～8 月 1 日全道的大豪雨、降雨量 197 ミリ、雨竜川氾濫。田畑、橋りょうの被害甚大
〃	〃	古作・板谷川端	7 月 31 日～8 月 1 日石狩空知地方豪雨、雨竜ダム放水により雨竜川氾濫
昭和 29 年	風害	全村	浸水家屋 83 戸 田畑の冠水 808ha 被害総額 9,300 万円
昭和 30 年	水害	全村	9 月 26 日～27 日台風 15 号による被害 家屋全壊 134 戸、半壊 129 戸 10,502 万円 農業被害 4,334 万円 被害総額 1 億 3,346 万円
〃	〃	〃	7 月 3 日～4 日豪雨、各河川増水、鷹泊ダム放水による雨竜川氾濫 床上浸水 293 戸、床下浸水 31 戸 農地 929ha、農作物 929ha 道路 28km、橋りょう 6 本 被害総額 1 億 5,268 万円
昭和 36 年	〃	竜西・恵岱別	8 月 17 日～18 日豪雨、降雨量 200 ミリ、和市街浸水 床上浸水 351 戸、床下浸水 257 戸 農地 1,148ha、農作物 1,148ha
〃	〃	恵岱別・古作・板谷川端	道路 38km、橋りょう 6 件、河川 4ヶ所 被害総額 1 億 3,940 万円
昭和 37 年	水害	全町	5 月台風 4 号による豪雨、雨竜川・恵岱別川氾濫 その他不詳
昭和 39 年	冷害	〃	8 月台風 9 号による豪雨、家屋被害、全道的被害甚大 7・8 月の低温、日照不足と 9 月の早霜による被害、山間地帯被害甚大、全道的大凶作

年度	種類	地域	被害の概況
昭和45年	水害	全町	7月31日上川・北空知地方集中豪雨、農産物被害甚大、その他不詳
昭和50年	〃	〃	8月22日～24日台風6号による集中豪雨 床下浸水 3戸 農地(田) 0.3ha 900千円 農作物(田) 283ha 57,150千円 〃(畑) 25.4a 3,520千円 道路 1件 橋りょう 2件 河川 13件 被害総額 9,808万円
〃	〃	〃	9月4日～8日秋雨前線による集中豪雨 床上浸水 2戸、床下浸水 12戸 全壊1棟、家屋被害額 1,612千円 農地(田) 8ha 6,780千円 農作物(田) 200ha 16,737千円 〃(畑) 4ha 2,250千円 河川 18件、道路 3件、橋りょう 4件 土木被害額 72,900千円 農業用施設 14件 23,200千円 治山 8件 34,500千円 被害総額 1億6,083万円
昭和56年	〃	〃	8月3日～6日前線と台風12号による被害 床上浸水 3戸、床下浸水 35戸 家屋被害額 1,425千円 農地(田、埋没) 0.5ha 3,000千円 農作物(田、冠水) 177ha 80,806千円 〃(畑、浸水) 682ha 49,119千円 〃(畑、冠浸水) 687ha 226,512千円 河川 51件、道路 7件、橋りょう 3件 土木被害額 241,389千円 山崩 5件 67,110千円 土地改良施設 38件 155,000千円 被害総額 8億4,479万円
〃	〃	〃	8月21日～24日台風15号と前線による被害 住宅一部破損 2戸 農作物(畑) 7ha 被害総額 1,051万円
昭和58年	冷害	〃	6月～7月の低温・日照不足 10月24日以降の降雪、水稻の倒伏400ha 被害総額 8億9,400万円
昭和62年	風害	〃	9月台風12号による被害 住宅一部破損 28戸 9,016千円 非住宅全壊 18戸 25,600千円 農作物(田) 754ha 55,315千円 〃(畑) 191ha 64,904千円 農業用施設 32件 1,900千円 被害総額 1億7,076万円 8月24日～27日前線による集中豪雨(災害救助法適用)

年度	種類	地域	被害の概況
昭和 63 年	水害	全町	床上浸水 123 戸、床下浸水 238 戸 一部破損 2 戸 家屋被害額 66,824 千円 農地（田） 115.0ha 261,100 千円 農地（畑） 5.1ha 6,000 千円 農作物（田） 851ha 367,877 千円 “（畑） 272ha 208,351 千円 農業用施設 189 件 2,659,200 千円 河川 98 件、道路 15 件、橋りょう 6 件 4,234,600 千円 林業 79 件 1,074,894 千円 被害総額 88 億 9,508 万円
平成 5 年	冷害	”	9 月低温、長雨等異常気象による被害 農作物（田） 2,359ha 1,683,791 千円 “（畑） 463ha 169,251 千円 被害総額 18 億 5,302 万円
平成 7 年	地震	”	5 月 23 日 深さ 14km M5.6 震度 5（竜西観測点） 建物被害 11 件 2,352 千円 農業施設被害等 5 件 4,390 千円 公共施設被害 5 件 390 千円 林業 1 件 20,000 千円 その他 2,550 千円 被害総額 29,683 千円
平成 11 年	水害	”	7 月 28 日～29 日 大雨災害 農作物（田） 53ha 10,154 千円 “（畑） 18ha 30,932 千円 農業用施設等 51 件 263,800 千円 河川 18 件、道路 22 件 23,400 千円 被害総額 368,154 千円
平成 13 年	風害	”	6 月 29 日 竜巻 重傷者 1 名、軽傷者 2 名 住宅全壊 1 棟 30,000 千円 非住宅全壊 19 棟 15,500 千円 半壊一部破損 12 棟 13,550 千円 農作物（田） 1.2ha 915 千円 “（畑） 0.4ha 30 千円 農業用施設等 12 件 9,630 千円 公共施設 7 件 47,140 千円 その他 4,600 千円 被害総額 121,365 千円
平成 15 年	冷害	全町	6 月下旬以降全道的に低温、日照不足 うるち米出荷率 76.8%（契約数量 137,602 俵に対し 出荷数量 105,641 俵）、もち米出荷率 73%（契約数量 8,021 俵に対し出荷数量 5,855 俵）、この年支払われ た共済金 244,000 千円（被害農家 208 戸）

年度	種類	地域	被害の概況
平成 16 年	風害	〃	<p>9 月台風 18 号による被害</p> <p>軽傷者 4 名</p> <p>住宅半壊 15 棟 12,800 千円</p> <p>住宅一部破損 53 棟 9,500 千円</p> <p>非住宅全壊 41 棟 13,900 千円</p> <p>非住宅半壊 143 棟 23,600 千円</p> <p>農作物（田） 1,908ha 128,300 千円</p> <p>〃（畑） 322ha 136,100 千円</p> <p>営農施設 335 棟 64,000 千円</p> <p>被害総額 422,900 千円</p>
平成 21 年	冷害	〃	<p>7、8 月に全道的に低温</p> <p>うるち米出荷率 77.6%（契約数量 152,198 俵に対し出荷数量 118,082 俵）、もち米出荷率 85.3%（契約数量 11,428 俵に対し出荷数量 9,744 俵）、この年支払われた共済金（いもち病の被害も含めて）水稲 135,000 千円（被害農家 112 戸）、畑作 34,000 千円（被害農家 100 戸）</p>
平成 30 年	大雨		<p>7月4日 床下浸水1棟</p> <p>農業被害 冠水 水稲4.9ha、そば3.6ha、大豆3.4ha</p> <p>浸水 水稲9.2ha、そば1.3ha、小麦1.0ha</p> <p>農作物被害 93ha 3,375 千円</p> <p>河川被害 24,030千円</p> <p>道路被害 4,536千円</p>
	地震による全戸停電		<p>9 月 6 日（北海道胆振東部地震 深さ 37km 震度 7（計測震度 6.7 厚真町）による全戸停電</p> <p>本地震による北竜町内の震度 4（竜西観測点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震により苫東厚真火力発電所でボイラー管が破損。道内の離島などを除くほぼ道内全域約 295 万戸で停電が発生（ブラックアウト） ・道内全域停電は 1951 年の北海道電力創設以来初の出来事

○ 資料 3-2 警報・注意報発表基準一覧表

(平成 30 年 5 月 30 日現在)

発表官署 札幌管区気象台

北竜町	府県予報区		石狩・空知・後志地方
	一次細分区域		空知地方
	市町村等をまとめた地域		北空知
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 137
	洪水	流域雨量指数基準	恵岱別川流域=24.4, 美葉牛川流域=10.7
		複合基準*	—
		指定河川洪水予報による基準	雨竜川 [雨竜橋]
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm
波浪	有義波高		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	80
	洪水	流域雨量指数基準	恵岱別川流域=19.5, 美葉牛川流域=8.5
		複合基準*	—
		指定河川洪水予報による基準	雨竜川 [雨竜橋]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	70mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧	視程	200m
	乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
	なだれ	①24 時間降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
	低温	5 月～10 月：(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：(最低気温) 平年より 8℃以上低い	
霜	最低気温 3℃以下		
着氷			
着雪	気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※ 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

(注)

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km 四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、
別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、
別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、
別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

○ 資料 3 - 3 雨量観測所・水位観測所

1 雨量観測所

河川名	観測所名	所在地	標高	種別
恵岱別川	石油沢	北竜町竜西46番地2 (道道94号線柳橋付近)	124m	テレメータ 雨量
美葉牛川	美葉牛	北竜町字美葉牛88番2	66m	テレメータ 雨量
恵岱別川	恵岱別	雨竜町字桂の沢1160番4	68m	テレメータ 雨量

2 水位観測所と基準水位

河川名	観測所名	観測地点 (所在地)	水防団待 機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	種別
美葉牛川	碧水	北竜町字碧水77番2 (美葉牛橋地点)	43.31m	44.50m	-m	45.69m	テレ メータ 水位
雨竜川	雨竜橋	北海道雨竜郡妹背牛 町千秋 (茜橋上流約160m)	32.80m	33.40m	33.70m	34.20m	テレ メータ 水位
	北竜橋	北竜町妹背牛字千秋 (北竜橋下流約50m)	36.80m	38.10m	-m	-m	テレ メータ 水位
恵岱別川	恵岱別	雨竜町字桂の沢 1160番4	63.85m	64.76m	-m	65.86m	テレ メータ 水位

○ 資料 3-4 除雪作業基準

1 国道（北海道開発局）

種 類	除 雪 目 標
第 1 種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第 2 種	2 車線確保を原則として、夜間除雪は、通常行わない。
第 3 種	1 車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は、行わない。

2 道道（空知総合振興局）

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第 1 種	1,000 台/日以上	異常な降雪時以外は 2 車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても極力 2 車線の確保を図る。
第 2 種	300～1,000 台/日	2 車線以上の幅員確保を原則に異常降雪時においても、極力 1 車線以上の確保を図る。 夜間除雪は実施しない。
第 3 種	300 台/日以下	2 車線の幅員確保を原則に、状況により、1 車線幅員で待避場を設け、異常降雪時には、一時通行止めをやむを得ない。 夜間除雪は実施しない。

3 町道

区 分	規 格	除 雪 目 標
第 1 種	主要幹線、準幹線、バス路線等重要路線	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。
第 2 種	準幹線、細街路等一般生活道路路線	2 車線確保を原則とするが、状況によっては、1 車線幅員とし、午前 7 時までには除雪完了を目標とする。
第 3 種	その他の路線	(1) 路線区間を限り冬期間閉鎖する。 (2) 3 月下旬開通を目標とする。

〔 災 害 危 険 区 域 〕

○ 資料 4 - 1 重要水防箇所・水防区域

1 重要水防箇所

(平成 30 年 12 月現在)

(大臣管理区域)

No.	河川名	左右岸	種別	重点 区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高 水位	計画 築堤高	現況 堤防高	既往 災害	事務所
1874	雨竜川	右岸	堤防高		B	和築堤	18.40~18.60		0.25	18.40	43.58	45.08	45.08		滝川
1945	雨竜川	右岸	水衝・洗堀		B	和築堤	16.30~16.60		0.29	16.40	42.08	43.88	43.88		滝川
1946	雨竜川	右岸	水衝・洗堀	○	B	和築堤	18.25~18.50		0.27	18.40	43.45	44.95	45.21		滝川
1853	雨竜川		工作物		B	北竜橋	13.51			13.51	40.46	41.96	41.82		滝川
1954	雨竜川		工作物	○	A	筑紫橋	17.91			17.91	43.11	44.61	43.96		滝川
1985	雨竜川	右岸	旧川跡		要注意	和築堤	12.91~13.40		0.48	13.20	40.27	41.77	42.93		滝川
1986	雨竜川	右岸	旧川跡		要注意	和築堤	14.10~15.40		1.25	14.80	41.17	42.67	43.36		滝川
1987	雨竜川	右岸	旧川跡	○	要注意	和築堤	17.50~18.20		0.68	17.80	43.04	44.54	44.54		滝川
2007	雨竜川	右岸	旧川跡	○	要注意	和築堤	17.50~18.20		0.68	17.80	43.04	44.54	44.54		滝川
2008	雨竜川	右岸	旧川跡	○	要注意	和築堤	17.50~18.20		0.68	17.80	43.04	44.54	44.54		滝川
2057	恵岱別川	左岸	堤防高		B	恵岱別川左岸築堤	1.20~1.40		0.21	1.20	40.06	41.56	40.86		滝川
2058	恵岱別川	左岸	堤防断面		B	恵岱別川左岸築堤	1.20~1.40		0.21	1.20	40.06	41.56	42.08		滝川
2059	恵岱別川	左岸	旧川跡		要注意	恵岱別川左岸築堤	1.00~1.20		0.21	1.20	40.06	41.56	42.03		滝川
2060	恵岱別川	左岸	旧川跡		要注意	恵岱別川左岸築堤	1.40~1.65		0.26	1.60	40.06	41.56	41.67		滝川
2062	恵岱別川	左岸	重点区間			恵岱別川左岸築堤	1.50~1.70		0.21	1.60	40.06	41.56	41.67		滝川

(知事管理区域)

No.	水系名	河川名	右左岸	地区名	起 点 位 置 (km)		終 点 位 置 (km)		重要水防 区域延長	重要度	築堤	備考	管理部
					位置名称	距離	位置名称	距離					
218	石狩川	美葉牛川	左岸	北竜第二	雨竜川との合流点部・築堤	0.20	(国)美葉牛橋	1.14	0.94	B	有	樋門	札幌建設 管理部
219	石狩川	美葉牛川	左岸	北竜第二	(国)美葉牛橋	1.14	(町)碧水橋	1.84	0.70	B	有		
220	石狩川	美葉牛川	左岸	美葉牛第一	(町)岩美橋	4.32	(町)美恵橋	5.22	0.90	B	有	樋門	
221	石狩川	美葉牛川	右岸	美葉牛第二	(道)美葉牛橋	6.71	(町)東橋	7.45	0.74	B	有	樋門	
222	石狩川	美葉牛川	右岸	碧水	雨竜川との合流点部・町道	0.00	(国)美葉牛橋	1.14	1.14	B	有		
223	石狩川	美葉牛川	右岸	碧水	(国)美葉牛橋	1.14	(町)碧水橋	1.84	0.70	B	有		
224	石狩川	美葉牛川	右岸	美葉牛第二	(道)美葉牛橋	6.71	(町)東橋	7.45	0.74	B	有	樋門	
242	石狩川	恵岱別川	左岸	(旧)瑞穂～三谷	小豆川との合流点	0.80	御料橋との合流点	3.00	2.20	B	有		
243	石狩川	恵岱別川	左岸	(旧)竜西	(町)鴨居橋	7.77	(町)第二御料橋	10.75	2.98	B	有	樋門	
244	石狩川	恵岱別川	左岸	(旧)竜西	(町)第二御料橋	10.75	石油沢川との合流点	11.26	0.51	B	有		
245	石狩川	恵岱別川	左岸	(旧)竜西	石油沢川との合流点	11.26	(町)第一御料橋	13.05	1.79	B	有		
246	石狩川	小豆川	右岸	(旧)瑞穂	(農)三谷橋	0.45	(道)瑞穂橋	1.17	0.72	B	有		

2 水防区域

(平成 30 年 12 月現在)

番号	危 険 区 域					予 想 さ れ る 被 害				
	地区名	水系名	河川名	流心距離(km)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	碧水	石狩川	美葉牛川	0.0~5.2	両岸 5,200	溢水	12			田畑35ha
2	一の沢	石狩川	一の沢川	4.1~5.1	両岸 1,050	溢水	28			田畑23ha
3	小豆沢	石狩川	小豆川	1.5~5.8	両岸 4,300	溢水	18			田畑28ha

○ 資料 4 - 2 町内の河川

1 北竜町 1・2 級河川

(平成 30 年 12 月現在)

河川 番号	河川名	河川 番号	河川名
9730	雨竜川	9940	シュリ川
9870	恵岱別川	10030	四の沢川
9990	美葉牛川	10050	五の沢川
9880	小豆川	10020	三の沢川
10000	一の沢川	9900	御料川
9950	石油沢川		

2 北竜町普通河川

(平成 30 年 12 月現在)

河川 番号	河川名	河川 番号	河川名
9890	更新川	10010	二の沢川
9910	ペンケ川	10060	尻無川
9920	桂の沢川	10061	モリ川
9925	伊藤の沢川	10062	吉田川
9930	鴨居沢川	10070	清水の沢川
9960	第二石油沢川	10080	第 2 清水の沢川
9970	板谷川	10090	上田川
9980	幌美里川	10100	沼ノ沢川

○ 資料 4 - 3 地すべり防止区域

(平成 30 年 4 月現在)

番号	危険区域の現況			予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他
1	三谷	村上地先	18.0	1			田 30ha
2	(旧)小豆沢	藤井地先	20.6	3			田 32ha

○ 資料 4 - 4 土石流危険溪流

(平成 30 年 4 月現在)

番号	危険区域の現況							予 想 さ れ る 被 害				
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号年月日	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他
						溪流長 (km)	面積 (ha)					
1	(旧)竜西	石狩川	恵岱別川	竜西 4 号 右の沢川		0.12	0.95		-	-	町道 0.12Km	田畑 0.43ha 宿泊施設
2	恵岱別	石狩川	恵岱別川	深瀬の沢川		0.85	0.27		1	-	道道 0.09Km	田 0.81ha
3	恵岱別	石狩川	恵岱別川	多田の沢川		1.15	1.28		2	-	道道 0.12Km	田 0.78ha
4	西川	石狩川	小豆川	小豆谷口の沢川		1.05	1.48		1	-	町道 0.06Km	田 0.55ha

○ 資料 4-5 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

(平成 30 年 4 月現在)

国 (国有林)

番号	地区区分	地区名	位置				直接保全対象施設		危険度 ランク	危険地概要				備考	
			郡・市	町・村	大字	字	人家戸数	公共施設		渓流名	集水面積 ha	渓流延長 m	平均勾配 %		
								種類							数量
1	山腹崩壊	信砂越	雨竜	北竜				道道	500m	C					
2	"	45林班右沢	"	"				道道	300m	C					
3	"	46林班地区	"	"				道道	300m	C					
4	"	56林班A地区	"	"				道道	500m	B					

道 (民有林)

(森林管理局名) 空知総合振興局林務課

危険地区 番号	保安林等	他の法令等の指定	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置			公共施設等					自然条件(最高メッシュによる)										山腹崩壊危険度	備考						
						市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49	人家9	人家4戸以下	(道路の除く) 公共施設	道路	被災危険度	メッシュ番号	地質種別	傾斜	縦断面積	横断面積	土層深	年齢	点数計			補正点数	合計				
																												100	1	2	3
436-436	0014	土砂崩壊防備	無	C	8	1	概成	雨竜町	恵岱別				0	他	e2	1	第3分種	0	0	0	0	0	0	66	0	0	0	0	100	e1	
437-437	0002		無	C	11	3	無	北竜町	竜西				1	他	e2	3	第2分種	0	0	0	0	0	112	0	0	0	0	112	e1		
437-437	0003		無	C	5	1	無	北竜町	竜西				6	他	b2	2	第2分種	0	0	0	0	0	76	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0004		無	C	15	1	無	北竜町	竜西					他	e2	6	第2分種	0	0	0	0	0	89	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0005	土砂流出防備	無	A	4	2	未成	北竜町	恵岱別				8	道	b2	2	第2分種	0	0	0	0	0	137	0	0	0	0	137	a1		
437-437	0006	土砂流出防備	無	A	2	2	未成	北竜町	恵岱別				8	道	b2	2	第2分種	0	0	0	0	0	137	0	0	0	0	159	a1		
437-437	0007	土砂流出防備	無	A	2	2	未成	北竜町	恵岱別				7	道	b2	1	第2分種	0	0	0	0	0	137	0	0	0	0	160	a1		
437-437	0008	土砂流出防備	無	C	1	1	未成	北竜町	恵岱別					他	e2	1	第2分種	0	0	0	0	0	101	0	0	0	0	101	e1		
437-437	0009		無	A	2	1	無	北竜町					12	道	a2	1	第2分種	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	136	a1		
437-437	0010	土砂流出防備	無	C	2	1	一部概成	北竜町	恵岱別				3	道	e2	2	第3分種	0	0	0	0	0	73	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0011		無	C	4	1	未成	北竜町	三谷					他	e2	1	第3分種	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0012		無	C	6	1	未成	北竜町	三谷					他	e2	6	第3分種	0	0	0	0	0	69	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0013	水源かん養	無	C	2	1	無	北竜町	三谷					他	e2	1	第3分種	0	0	0	0	0	44	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0014		無	C	10	1	無	北竜町	三谷					他	e2	9	第3分種	0	0	0	0	0	63	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0015	土砂流出防備	無	C	9	1	一部概成	北竜町	三谷					他	e2	8	第3分種	0	0	0	0	0	72	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0016		無	C	5	1	無	北竜町	小豆沢					他	e2	3	第3分種	0	0	0	0	0	69	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0017		無	C	4	1	一部概成	北竜町	西川				2	他	e2	3	第3分種	0	0	0	0	0	54	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0018		無	C	4	1	無	北竜町	西川					他	e2	1	第3分種	0	0	0	0	0	44	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0019		無	C	5	1	未成	北竜町	西川				2	他	e2	2	第3分種	0	0	0	0	0	66	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0020		無	C	4	1	未成	北竜町	小豆沢					他	e2	2	第3分種	0	0	0	0	0	66	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0021		無	C	12	2	無	北竜町	岩村				4	他	e2	11	第3分種	0	0	0	0	0	82	0	0	0	0	104	e1		
437-437	0022		無	C	8	1	無	北竜町	岩村				3	他	e2	2	第3分種	0	0	0	0	0	79	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0023	土砂流出防備	無	C	8	1	一部概成	北竜町	小豆沢					他	e2	8	第3分種	0	0	0	0	0	87	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0024	土砂流出防備	無	C	17	2	一部概成	北竜町	三谷				3	他	e2	9	第3分種	0	0	0	0	0	85	0	0	0	0	106	e1		
437-437	0025	土砂流出防備	無	C	5	1	一部概成	北竜町	三谷					他	e2	3	第3分種	0	0	0	0	0	64	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0026	土砂流出防備	無	C	4	1	一部概成	北竜町	三谷					他	e2	2	第3分種	0	0	0	0	0	73	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0027		無	C	1	1	一部概成	北竜町	三谷					他	e2	1	第3分種	0	0	0	0	0	66	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0028	土砂崩壊防備	無	C	12	1	一部概成	北竜町	西川					他	e2	4	第3分種	0	0	0	0	0	70	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0029		無	C	5	1	無	北竜町	西川				2	他	e2	3	第3分種	0	0	0	0	0	64	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0030		無	C	4	1	無	北竜町	西川				4	他	e2	3	第3分種	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0031		無	C	2	1	無	北竜町	西川					他	e2	2	第3分種	0	0	0	0	0	62	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0032	土砂流出防備	無	C	4	1	一部概成	北竜町	西川				1	他	e2	2	第3分種	0	0	0	0	0	85	0	0	0	0	108	e1		
437-437	0033	土砂流出防備	無	C	2	1	一部概成	北竜町	小豆沢					他	e2	1	第3分種	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0034	土砂流出防備	無	C	4	1	一部概成	北竜町	西川					他	e2	1	第3分種	0	0	0	0	0	62	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0035		無	C	7	1	一部概成	北竜町	三谷				2	他	e2	7	第3分種	0	0	0	0	0	62	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0036		無	C	3	1	無	北竜町	三谷					他	e2	2	第3分種	0	0	0	0	0	62	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0037	土砂崩壊防備	無	C	10	1	未成	北竜町	西川					他	e2	6	第3分種	0	0	0	0	0	66	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0038	土砂崩壊防備	無	C	8	1	一部概成	北竜町	西川					他	e2	1	第3分種	0	0	0	0	0	66	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0039	土砂流出防備	無	C	4	1	一部概成	北竜町	岩村					他	e2	2	第3分種	0	0	0	0	0	79	0	0	0	0	105	e1		
437-437	0040		無	C	4	1	一部概成	北竜町	三谷					他	e2	1	第3分種	0	0	0	0	0	82	0	0	0	0	107	e1		
437-437	0041	土砂流出防備	無	C	4	1	一部概成	北竜町	西川					他	e2	1	第3分種	0	0	0	0	0	69	0	0	0	0	100	e1		
437-437	0042	水源かん養	無	C	9	1	一部概成	北竜町	三谷					他	e2	6	第3分種	0	0	0	0	0	66	0	0	0	0	100	e1		

2 崩壊土砂流出危険地区

(平成 30 年 4 月現在)

国 (国有林)

番号	地区区分	地区名	位置				直接保全対象施設 公共施設		危険度 ランク	危険地概要				備考	
			郡・市	町・村	大字	字	人家戸数	種類		数量	溪流名	集水面積 ha	溪流延長 m		平均勾配 %
1	崩壊土砂流出	45林班前沢	雨竜	北竜			道道	100m	C	45林班前沢	49	700	13		
2	"	45林班奥沢	"	"			道道	100m	C	45林班奥沢	8	300	18		
3	"	46林班沢	"	"			道道	100m	C	46林班沢	19	500	9		
4	"	一の沢63林班	"	"			道道	100m	C	一の沢63林班	5	700	2		
5	"	下恵岱別前沢	"	"			町道	100m	C	下恵岱別前沢	12	300	6		
6	"	下恵岱別奥沢	"	"			町道	100m	C	下恵岱別奥沢	12	500	11		
7	"	45林班左沢	"	"			道道	100m	C	45林班左沢	3	200	22		
8	"	墓地の沢	"	"			道道	300m	C	墓地の沢	52	900	6		
9	"	佐藤の沢	"	"			道道	100m	C	佐藤の沢	36	400	5		
10	"	63班林班前沢	"	"			道道	100m	C	63班林班前沢	19	500	6		
11	"	63班林班奥沢	"	"			道道	100m	C	63班林班奥沢	8	400	7		
12	"	石油支線沢	"	"			道道	100m	C	石油支線沢	877	1,400	1		
13	"	46林班右沢	"	"			道道	100m	C	46林班右沢	20	400	8		
14	"	47林班沢	"	"			道道	100m	C	47林班沢	20	500	8		
15	"	修理沢	"	"			町道	100m	C	修理沢	685	1,800	9		

道 (民有林)

(森林管理局名) 空知総合振興局林務課

危険地区 番号	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置			公共施設等				被災危険度	荒廃発生源			崩壊土砂流出区間					備考					
							市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49	人家9	人家4戸以下		(公共施設 (道路の除く))	道路	火山	山腹	地すべり	地質の種類 又は区分	混入割合	発生源直配		溪流延長	平均深床勾配	計点数	補正加算	総点数
437-437-0001	土砂流出防備	無	無	C	0.03	未成	北竜町	恵岱別			8	0	道	b2	40	0	第2類	5	27	30	0	30	102	0	102	c1		
437-437-0002	土砂流出防備	無	無	B	0.18	一部概成	北竜町	恵岱別			11	0	道	a2	56	0	第3類	5	14	200	14	16	105	0	105	c1		
437-437-0003	土砂流出防備	無	無	B	0.23	概成	北竜町	恵岱別			21	0	道	a2	56	0	第2類	5	14	270	14	24	113	0	113	c1		
437-437-0004	土砂流出防備	無	無	B	0.07	一部概成	北竜町	恵岱別			36	0	道	a2	40	0	第2類	20	27	80	0	8	95	5	100	c1		
437-437-0005	土砂流出防備	無	無	C	0.12	未成	北竜町	恵岱別			8	0	道	b2	40	0	第2類	5	14	140	0	24	83	17	100	c1		
437-437-0006	土砂流出防備	無	無	C	0.10	一部概成	北竜町	恵岱別			8	0	道	b2	56	0	第3類	5	14	110	0	16	91	9	100	c1		
437-437-0007	土砂流出防備	無	無	C	0.19	未成	北竜町	恵岱別			6	0	道	b2	40	0	第3類	5	14	220	14	16	89	11	100	c1		
437-437-0008	土砂流出防備	無	無	C	0.59	未成	北竜町	恵岱別			6	0	道	c2	40	0	第3類	5	27	680	37	24	133	0	133	b1		
437-437-0009	土砂流出防備	無	無	C	0.47	未成	北竜町	恵岱別			6	0	道	c2	48	0	第3類	5	14	520	37	8	112	0	112	c1		
437-437-0010	土砂流出防備	無	無	C	0.77	無	北竜町	西川			9	0	他	b2	0	0	第3類	5	0	860	37	0	42	58	100	c1		
437-437-0011	土砂流出防備	無	無	C	0.31	無	北竜町	西川			5	0	他	b2	0	0	第3類	5	0	340	14	16	35	65	100	c1		
437-437-0012	土砂流出防備	無	無	C	0.77	無	北竜町	西川			4	0	他	c2	0	0	第3類	5	5	850	37	8	55	45	100	c1		
437-437-0013	土砂流出防備	無	無	C	0.23	無	北竜町	西川			0	0	他	c2	0	0	第3類	5	0	250	14	0	19	81	100	c1		
437-437-0014	土砂流出防備	無	無	B	0.41	一部概成	北竜町	岩村			18	0	他	a2	40	0	第3類	5	0	450	14	8	67	33	100	c1		
437-437-0015	土砂流出防備	無	無	C	0.29	一部概成	北竜町	美馬牛			7	0	他	b2	0	0	第3類	5	0	320	14	8	27	73	100	c1		
437-437-0016	水源かん養	無	無	C	1.30	一部概成	北竜町	西川			0	0	他	c2	0	0	第3類	5	14	1,440	37	8	64	36	100	c1		
437-437-0017	土砂流出防備	無	無	C	0.48	無	北竜町	西川			4	0	他	c2	0	0	第3類	5	0	530	37	8	50	50	100	c1		
437-437-0018	土砂流出防備	無	無	B	0.58	無	北竜町	登水			15	0	他	a2	40	0	第3類	5	0	650	37	0	82	18	100	c1		
437-437-0019	土砂流出防備	無	無	C	0.12	一部概成	北竜町	岩村			7	0	他	b2	0	0	第3類	5	5	140	0	24	34	66	100	c1		
437-437-0020	土砂流出防備	無	無	C	0.31	未成	北竜町	恵岱別			0	0	道	c2	0	0	第3類	5	5	340	14	24	48	52	100	c1		
437-437-0021	土砂流出防備	無	無	C	0.44	未成	北竜町	恵岱別			0	0	道	c2	48	0	第3類	5	0	490	14	8	75	25	100	c1		
437-437-0022	土砂流出防備	無	無	B	0.11	一部概成	北竜町				24	0	道	a2	48	0	第2類	5	27	130	0	8	88	12	100	c1		
437-437-0023	土砂流出防備	無	無	C	0.22	一部概成	北竜町				0	0	道	c2	0	0	第3類	5	27	250	14	30	76	24	100	c1		
437-437-0024	土砂流出防備	無	無	C	0.03	無	北竜町				0	0	他	c2	0	0	第3類	5	14	30	0	24	43	57	100	c1		
437-437-0025	土砂流出防備	無	無	C	0.29	一部概成	北竜町				5	0	他	b2	0	0	第3類	5	5	320	14	16	40	60	100	c1		
437-437-0026	土砂流出防備	無	無	C	0.08	一部概成	北竜町				7	0	他	b2	0	0	第3類	5	14	90	0	24	43	57	100	c1		

3 地すべり危険地区

(平成 30 年 4 月現在)

国 (国有林)

番号	地区区分	地区名	位置				直接保全対象施設		危険度 ランク	危険地概要				備考	
			部・市	町・村	大字	字	人家戸数	公共施設		溪流名	集水面積 ha	溪流延長 m	平均勾配 %		
								種類							数量
1	地すべり	竜西	雨竜	北竜				道路	700m	B					

道 (民有林)

(森林管理局名) 空知総合振興局林務課

危険地区 番号	保安林等	地すべり 防止区域	他の法令等 の指定	荒廃状況	危険地区の 危険度	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置			公共施設等				被災危険度	自然条件(最高メッシュによる)								地すべり危険度	備考				
								市町村	大字	字	人家 50戸以上	人家 49	人家 9	人家 4戸以下		公共施設 (道路の除く)	道路	地質の 区分	岩石の 種類	地質の 走行	岩石の 風化変質	断層・ 破砕帯	表層土の 土質			陥没隆起 亀裂	沼地湿地 湧出水	立木の 異常	地すべり 活動
437-437	0001	有	有	B	10	一部概成	北竜町	恵岱別					3	0	他	c2	新第三紀	その他堆積物		c		c	d	d	c	b	a1		
437-437	0002	有	有	B	2	概成	北竜町	岩村						0	市	c2	新第三紀	その他堆積物		c		c	d	d	c	b	a1		
437-437	0003	有	有	B	2	概成	北竜町	三谷						0	市	c2	新第三紀	その他堆積物		c		c	d	d	c	b	a1		

○ 資料 4 - 6 危険物所在一覧

(平成 30 年 4 月現在)

番号	施 設 名	施設区分	1 石 (ℓ)	2 石 (ℓ)	3 石 (ℓ)	4 石 (ℓ)	備 考
1	きたそらち農協北竜支所	給油取扱所	20,000	20,000			
2	きたそらち農協北竜支所	地下タンク貯蔵所		3,000			
3	サンフラワーパーク	地下タンク貯蔵所		3,000			
4	JAOC 空知石油広域流通施設	地下タンク貯蔵所		490,000			
5	JAOC 空知石油広域流通施設	一般取扱所		95,000			
6	碧水ライスセンター	地下タンク貯蔵所		4,000			
7	北竜町役場 (農村環境改善センター)	地下タンク貯蔵所		10,000			
8	北竜町役場 (排水機場)	屋外タンク貯蔵所			9,000		
9	北竜町役場 (町立診療所)	地下タンク貯蔵所		1,900			
10	北竜町役場 (真竜小学校)	一般取扱所		3,000			
11	北竜町役場 (培本社排水機場)	屋外タンク貯蔵所			6,000		
12	北竜町役場 (碧水排水機場)	屋外タンク貯蔵所			15,000		
13	北竜町役場 (中学校)	一般取扱所		5,000			
14	北竜町役場 (すこやかセンター)	地下タンク貯蔵所			10,000		
15	北竜町役場 (老人ホーム永楽園)	地下タンク貯蔵所			10,000		

〔 物 資 ・ 資 機 材 〕

○ 資料 5-1 防災資機材・救援備蓄物資一覧

(平成 30 年 12 月現在)

1 食料、飲料水

品 名	規 格	数量	単位	保管場所	備 考
水	2リットル	120	本	庁舎内（総務課）	サントリー協定品
水	500ml	1851	本	庁舎内（総務課）	ペットボトル
水	1000ml	120	パック	庁舎内（総務課）	ハチ
パン	缶詰	322	缶	庁舎内（総務課）	
アルファ米	わかめ・五目	720	食	庁舎内（総務課）	
アルファ米	白かゆ	67	食	庁舎内（総務課）	
クラッカー		490	食	庁舎内（総務課）	
ミルクステック		279	袋	庁舎内（総務課）	
えいようかん		200	本	庁舎内（総務課）	

2 その他の物資

品 名	規 格	数量	単位	保管場所	備 考
非常用給水袋	容量 4リットル	1,000	枚	水防倉庫	
懐中電灯	ラジオ付	6	ヶ	庁舎内（総務課）	
懐中電灯		28	ヶ	庁舎内（総務課）	
ラジオ		2	ヶ	庁舎内（総務課）	
ヘルメット		25	ヶ	庁舎内（総務課）	
ろうそく		42	本	水防倉庫	
毛布		220	枚	水防倉庫	
簡易トイレ(処理剤付)	100回分	31	箱	水防倉庫	
ユニバーサルトイレ		1	個	水防倉庫	
プライベートルーム	1.8m×1.8m× 2.2m	1	個	水防倉庫	
折りたたみ簡易ベット		10	台	水防倉庫	
ダンボールベット		10	台	水防倉庫	
日赤災害救助品	軍手、石けん他	42	組	庁舎内（住民課）	

3 防災資機材

品 名	規 格	数量	単位	保管場所	備 考
土のう	1箱 200枚入り 48cm×60cm	2,000	枚	水防倉庫	
油吸着マット		430	枚	水防倉庫	
油中和剤	15 ^{リットル} (1) 18 ^{リットル} (3)	4	缶	水防倉庫	
オイルフェンス		3	本	水防倉庫	
消火薬剤	20 ^{リットル}	22	缶	水防倉庫	
スコップ		12	丁	水防倉庫	
ツルハン		4	丁	水防倉庫	
ハンマー		5	丁	水防倉庫	
鉄杭		20	本	水防倉庫	
発電機	1.0～6.0kVA未満	3	台	水防倉庫	
携行缶	20 ^{リットル}	3	缶	水防倉庫	ガソリン用
コードリール		3	巻	水防倉庫	
ストーブ		10	台	水防倉庫	
ハンドメガホン		2	台	水防倉庫	
ブルーシート		40	枚	水防倉庫	
救命ボート		1	艘	水防倉庫	
救命胴衣 (フリーサイズ)		10	着	水防倉庫	
ロープ	100m	6	巻	水防倉庫	
トランシーバ		3	台	庁舎内(総務課)	

〔 避 難 等 〕

○ 資料 6-1 避難施設一覧

番号	施設名	所在地	主な避難 対象地区	施設 管理者	指定緊急避難場所	災害への対応力 (平成30年6月現在)				
						洪水	内水	地震	土砂災害	大規模な火事
1	美葉牛地域農業研修センター・グラウンド	美葉牛81-7	美葉牛地区	教育長	●	○	○	○	○	○
2	碧水生きがいセンター・グラウンド	碧水20-1	碧水地区	教育長	●	○	○	○	○	○
3	北竜中学校グラウンド	板谷150-1	板谷・西川地区	教育長 (学校長)	●	○	○	○	○	○
4	真竜小学校グラウンド	和10-1	和地区・三谷地区	教育長 (学校長)	●	○	○	○	○	○

1 屋外施設（グラウンド、広場等）

2 屋内施設

(平成30年6月現在)

番号	施設名	所在地	主な避難対象地区	施設管理者	施設の構造	面積(m ²)	想定受入人数	指定避難所	福祉避難所	指定緊急避難場所	災害への対応力					備考	
											洪水	内水	地震	土砂災害	大規模な火事		
1	美葉牛地域農業研修センター	美葉牛81-7	美葉牛の一部	教育長 (町内会)	鉄筋コンクリート 2階建て	482	160	●		●	○	○	○	○			
2	碧水生きがいセンター	碧水20-1	美葉牛の一部 碧水 岩村 共栄	北竜町	鉄筋コンクリート 平屋	527	170	●		●	○	○	○	○			
3	北竜中学校	板谷150-1	板谷 西川 桜岡	教育長 (学校長)	鉄筋コンクリート 2階建て	3,825	1,275	●		●	○	○	○	○			
4	北竜町農村環境改善センター	和10-1	和 和東町 和本町 和本町 三谷の一部	教育長	鉄筋コンクリート 2階建て	1,824	608	●	●	●	○	○	○	○	○	福祉避難所を 兼ねる	
5	老人福祉センター	和		北竜町 (社会福祉協議会)	鉄筋コンクリート造平屋	999	333	●		●	○	○	○	○			
6	真竜小学校	和10-1		教育長 (学校長)	鉄筋コンクリート 2階建て	3,449	1,149	●		●	○	○	○	○			
7	三谷地域コミュニティセンター	三谷	三谷の一部	町内会長	木造平屋	182	60	●		●	○	○	○	○			
							3,695										

(注) 受入人員は、施設の中で使用可能な面積から1人当たり2.0㎡必要として算出し、使用可能な面積が不明の場合は、「延床面積の合計」を概数として1人当たり3.0㎡必要として算出している。

○ 資料 6-2 浸水想定区域における警戒避難体制

1 情報伝達体制

情報伝達担当	情報伝達手段
企画振興課及び総務課	防災行政無線、広報車、電話、FAX、緊急速報メール、消防遠隔吹鳴装置

2 避難先等

番号	洪水浸水想定区域			避難先	避難路等	担当 消防分団
	水系名	河川名	地区			
1	石狩川	雨竜川	和町内会	老人福祉センター	○国道 275 号、道道 94 号により避難 ○洪水ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。	北竜消防団 第 1、2 分団
2			板谷町内会	北竜町農村環境改善センター		
3			古作町内会	碧水生きがいセンター		
4			碧水町内会	碧水生きがいセンター		
5		恵岱別川	和町内会	老人福祉センター	○国道 275 号、道道 94 号により避難 ○洪水ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。	北竜消防団 第 1 分団

(備考)

- 1 その他警戒避難体制に関する事項については、避難勧告等の判断・伝達マニュアルによる。
- 2 洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設、地下街等、大規模な工場その他の施設は、該当施設なし。

〔 通 信 ・ 輸 送 〕

○ 資料 7 - 1 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟
番号標に表示 されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車 両にあたっては、輸 送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局
	氏 名	
輸 送 日 時		
輸 送 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 7 - 2 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、緑および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 7-3 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第 3 項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 4 条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第 2 条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第 3 条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第 4 条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として 1 名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第 2 号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

〔 応 急 ・ 復 旧 〕

○ 資料 8-1 被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）。</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの</p> <p>(1) 死者欄の (2) 及び (3) を参照</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(2) 死者欄の (2) 及び (3) を参照</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の (2) 及び (3) を参照</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊 1、商工被害 1 として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を 1 世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2 世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のも</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないもの (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜 産 被 害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩 壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没、流失、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、係留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛 生 被 害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う）。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水 道 (戸 数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 (戸 数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 (戸 数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸 数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

○ 資料 8-2 応急金融の要綱

(平成 29 年度)

融資 の 名称	内容・資格・条件等					
	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
総合 支援 資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内	最終貸付日から 6か月以内	10年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合： 1.5%)
			(複数世帯) 月額200,000円以内			
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 (生活支援費と併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		
一時生活 再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内				
福祉 資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	6か月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証人が設定できない場合： 1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
教育 支援 資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額に期間の上限あり。)	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
			(高等専門学校) 月額60,000円以内			
			(短期大学) 月額60,000円以内			
(大学) 月額65,000円以内						

融資 の 名称	内容・資格・条件等					
	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の7割） 月額300,000円以内	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	（土地と建物の評価額の7割） 月額生活扶助額の1.5倍以内			
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。						
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉					
	使途目的	呼称	貸付限度目安	償還期間	利子	
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合： 1.5%)	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内		
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内			
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内			

融資 の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子 父子 寡婦 福祉 資金	事業 開始 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	事業（例えば洋 裁、軽飲食、文具 販売、菓子小売業 等、母子・父子福 祉団体においては 政令で定める事 業）を開始するの に必要な設備費、 什器、機械等の購 入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	事業 継続 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	現在営んでいる事 業（母子・父子福 祉団体については 政令で定める事 業）を継続するた めに必要な商品、 材料等を購入する 運転資金	1,420,000 団体 1,420,000		6か月	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	修学 資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	高校、専修学校 (高等課程) 高等専門学校 短大、専修大学 (専門課程) 大学 専修学校 (一般課程)	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 (1、2、3 年) 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 (4、5 年) 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 短大、専修大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）81,000 （自宅外）96,000 専修学校（一般課程） 48,000	修学期 間中	当該学 校卒業 後6か 月	20年 以内 専修 学校 (一般課 程)は5年 以内	※親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とする。 無利子 児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。

融資 の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子 父子 寡婦 福祉 資金	技能 習得 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例 洋裁、タイプ、栄養士等)	月額 68,000 (特1回 816,000) 運転免許 460,000	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	修業 資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 (特1回 460,000) 注：修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	修学資金と同様
	就職 支度 資金	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000 (特別 330,000)		1年	6年以内	親に係る貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
	医療 介護 資金	母子家庭の母 又は児童(介護の場合は児童を除く。) 父子家庭の父 又は児童(介護の場合は児童を除く。) 寡婦	医療又は介護(当該利用を受ける期間が1年以内の場合に限る。)を受けるために必要な資金	医療 340,000 (特1回 480,000) 介護 500,000		6か月	5年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	住宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6か月	6年以内 (特別は7年以内)	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資 の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子 父子 寡婦 福祉 資金	転宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため 住宅の賃借に際し必 要な資金	260,000		6 か月	3 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	生活 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得して いる間の生活補給資 金	月額 (一般) 103,000 (技能) 141,000	知識技能 を習得す る期間中 5年以内	知識技 能習得 後 6 か 月	20 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
			医療若しくは介護を 受けている間の生活 補給資金		医療又は 介護を受 けている 期間中 1 年以内	医療又 は介護 終了後 6 か月	5 年 以内	
			母子家庭又は父子家 庭になって間もない (7年未満)者の生活 を安定・継続する間 に必要な生活補給資 金		240 万円 を限度	貸付期 間満了 後 6 か 月	8 年 以内	
			失業中の生活を安 定・継続するのに必 要な生活補給資金		離職した 日の翌日 から 1 年 以内		5 年 以内	
	就学 支度 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のいない児 童 寡婦が扶養する 子	就学、修業するた めに必要 な被服等 の購入に 必要な 資金	小学校 40,600 中学校 47,400 高校等 公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 修業施設 (自宅) 90,000 (自宅外) 100,000		6 か月	20 年 以内 修業 5 年 以内	修学資 金と同 様
	結婚 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父 子家庭の父が扶養す る児童、寡婦が扶養 する 20 歳以上の子 の婚姻に際し、必要 な資金	300,000		6 か月	5 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資 の 名称	内容・資格・条件等				
災害 援 護 資 金 貸 付 金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
イ 住宅の半壊 1,700,000円					
ウ 住宅の全壊 2,500,000円	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕	年賦	
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②とが重複した場合	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕	年賦	
ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円					
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕	年賦	
ア ②のイの場合 2,500,000円					
イ ②のウの場合 3,500,000円					
ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者					
	次の(1)から(4)の全てにあてはまる方					
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方					
	(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たす方					
			年収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修
	融資対策	住宅の規格等	各戸に居居室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。			
		住宅部分床面積	13㎡以上 175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は30㎡以上) 175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は30㎡以上) 175㎡以下	/
		築年数	/	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	/
		その他	/	/	機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	/
	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,160万円 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円	購入資金 2,620万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 2,320万円 うち土地取得資金 970万円 (リ・ユースプラス) (購入資金 2,620万円) (うち土地取得資金 970万円)	補修資金 730万円 整地資金 440万円 引方移転資金 440万円
特例加算額		建設資金 510万円	購入資金 510万円	購入資金 510万円		
返済期間	耐火準耐火木造(高耐久)	35年以内	35年以内	リ・ユースプラス住宅・マンション 35年以内 リ・ユース住宅・マンション 25年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間を含む。)	
融資金利	建設・購入の場合		基本融資額	年0.63%		
	補修の場合		特例加算額	年1.53%		
	最新の金利は住宅金融支援機構に確認(H27.4.20現在)					
受付期間	罹災日から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業 セーフティ ネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 [災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染 等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。]
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、 農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認 定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益 が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし、 家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権の ある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確 になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 [ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の 引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3 に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額と することができる。]
	償 還 期 間	10年以内（うち据置3年以内）
	貸 付 利 率	年0.16%（H29.4.19現在）

取扱機関等	関係法令等	備 考
株式会社日本政策金融公庫 及び農林中央金庫等公庫の 事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(7) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (4) 被害林業者 (5) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会 50,000,000円)
	償還期間	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	① 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ② 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期間	① 15年(うち据置3年)以内 ② 25年(うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.10%(H28.4.20現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船1,000万円その他施設300万円 (①及び②のいずれか低い額)
	償還期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.16%(H29.4.19現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.45%（H29.4.19現在） ※貸付区分等により異なる。
樹苗養成資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.25%（H29.4.19現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.30%（H29.4.19現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林産業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16%（H28.4.20現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.30%（H29.4.19現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで、災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6か月
	貸付利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資あつせん額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額しあつせんすることができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等	
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。	
	○融資条件	
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であつて、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金使途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000万円 5,000万円
	融資期間	10年以内（据置2年以内）
	融資利率	〔固定金利〕 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 〔変動金利〕 年1.1% (融資期間が3年超の場合選択可)
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
	信用保証	全て北海道信用保証協会の保証付き

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合 農林中央金庫	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	非正規労働者の方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	中小企業で働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 120万円以内 離職者の方 100万円以内			
	融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年1.60%	年0.60%		
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要		

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

○ 資料 8-3 被災者生活再建支援法に基づく支援

内容・資格・条件等																			
目的	<p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。</p>																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり。 (合併した年と続く5年間の特例措置)</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (支給対象世帯の①に該当)</th> <th>解体 (支給対象世帯の②に該当)</th> <th>長期避難 (支給対象世帯の③に該当)</th> <th>大規模半壊 (支給対象世帯の④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯の①に該当)	解体 (支給対象世帯の②に該当)	長期避難 (支給対象世帯の③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯の④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯の①に該当)	解体 (支給対象世帯の②に該当)	長期避難 (支給対象世帯の③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯の④に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>① 基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>② 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

〔 条 例 ・ 協 定 等 〕

○ 資料 9 - 1 北竜町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 21 日条例第 19 号
改正
昭和 38 年 6 月 12 日条例第 20 号
昭和 40 年 5 月 23 日条例第 6 号
昭和 41 年 7 月 10 日条例第 16 号
平成 12 年 3 月 8 日条例第 1 号
平成 24 年 9 月 11 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、北竜町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北竜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署長
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 町の区域の全部又は一部を管轄する消防機関の長及びその任命する職員
 - (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 5 人、4 人、1 人、3 人、2 人、3 人、2 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和38年6月12日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年5月23日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年7月10日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月8日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月11日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 9 - 2 北竜町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 21 日条例第 20 号
改正：平成 31 年 3 月 日条例第 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、北竜町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北竜町災害対策本部条例の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

○ 資料 9-3 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第 7 条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事

札幌市長

他 72 団体

○ 資料 9-4 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船舶、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需品等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援等の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船舶、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資器材及び物資の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

- 第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
 - 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

- 第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。
- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
 - 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

- 第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

- 第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。
- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
 - 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道
北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会
北海道市長会長 田岡 克介

北海道町村会
北海道町村会長 寺島 光一郎

別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

○ 資料 9 - 5 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の二隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

- 2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
- 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月25日締結)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

別 表

地域	構成市町等
道 西 地 域	函館市、森町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

○ 資料 9-6 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、北竜町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第 1 条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第 3 条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第 4 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
 - (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
 - (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
- 2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第 5 条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第 6 条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第 7 条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第 8 条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第 9 条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成22年5月31日

甲 北海道開発局長

乙 北竜町長

○ 資料 9-7 北空知 1 市 4 町災害時相互応援協定

北空知圏振興協議会を構成する深川市、沼田町、妹背牛町、秩父別町及び北竜町（以下「構成市町」という。）は、災害時の相互応援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、構成市町及び構成市町と友好協定等を締結している都市等（以下「友好都市」という。）において災害が発生した場合に、構成市町が相互に協力し、迅速な応急対策と被災者の救護活動を実施することによって被害の軽減を図り、もって構成市町及び友好都市の住民福祉の増進に資することを目的とする。

（災害時の応援）

第 2 条 構成市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急措置が困難な場合において、この協定書に定めるところにより、他の構成市町に対して応援を要請することができるものとする。

- 2 応援を要請された市町（第 7 条の規定により自主的に出動する場合を含む。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合など、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ救援に努めるものとする。
- 3 友好都市において災害が発生し、被害を受けた友好都市（以下「被災友好都市」という。）独自では十分な応急措置が困難な場合において、友好協定等を締結している市町（以下「調整市町」という。）からの要請により、他の構成市町は可能な限りの応援を実施するものとする。

（応援の種類）

第 3 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあつせん
- (2) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供又はあつせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供又はあつせん
- (4) 救護及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 児童及び生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の提供又はあつせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第 4 条 構成市町において災害が発生し、応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、第 8 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量等
 - (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
 - (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、被災された学校名及び人数
 - (5) 前条第 6 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、被災された世帯数及び人数
 - (6) 応援場所及び応援場所への経路
 - (7) 応援の期間
 - (8) その他必要な事項
- 2 友好都市において災害が発生した場合は、調整市町が被災友好都市に対して応援の有無及び前項各号の事項を確認し、他の構成市町に対し応援を要請するものとする。

(応援職員の派遣)

- 第5条 応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、原則として応援を受けた市町村（以下「受援市町村」という。）の長の指揮の下に活動するものとする。
- 2 応援職員は、自己の市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
 - 3 応援職員が、その応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った市町（以下「応援市町」という。）の負担とする。
 - 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、受援市町村がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの及び受援市町村への往復の途中において生じたものについては、応援市町が賠償責任を負う。

(経費の負担)

- 第6条 応援に要する経費の負担については、次のとおりとする。
- (1) 第3条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる応援の経費については、原則として受援市町村の負担とする。
 - (2) 第3条第4号に掲げる応援の経費については、応援市町の負担とする。
- 2 前項第1号の規定により、受援市町村が負担すべき経費については、応援市町が一時繰替支弁するものとする。ただし、あっせんした物資、資機材及び車両等の経費については、この限りでない。
 - 3 応援市町は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を受援市町村に請求する。
 - (1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）並びに輸送費
 - (2) 携行又は貸与した車両、機械器具又は資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものを除く。）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものを除く。）
 - 4 前項に定める受援市町村への請求は、応援市町の長名による請求書に關係書類を添付して、受援市町村の長に対して行う。
 - 5 前2項の規定によりがたいときは、応援市町及び受援市町村が協議して定める。

(応援の自主出動)

- 第7条 災害が発生し、被災市町との連絡が取れない等の混乱した状況において、応援市町は被災市町の情報収集に努め、関係職員による情報収集班の派遣等、可能な処置をとるものとし、被災市町の要請がなくとも明らかに緊急の応援が必要と判断される場合には、応援活動に必要な要員、物資及び資機材等を想定し自主的に出動するものとする。
- 2 前項の自主出動に要した経費については、原則として応援市町の負担とする。ただし、自主出動後に被災市町から第4条の応援要請があった場合は、その後の応援に要した経費に含めて前条の規定に基づき負担するものとする。

(連絡担当部局)

- 第8条 構成市町は、この協定に基づく相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。
- 2 前項に規定する連絡部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職、氏名並びに電話番号（勤務時間外の場合を含む。）等を、あらかじめ相互に通知するものとし、これを変更する場合も同様とする。
 - 3 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、平常時から相互の保有する防災資機材及び食糧品等についての情報交換を定期的に行い災害に備えるものとし、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までにいずれからも申し出のないときは、更に1年間自動的に更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項については構成市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書5通を作成し、構成市町長が署名の上、各1通を保有する。

平成25年12月20日

深川市長

沼田町長

妹背牛町長

秩父別町長

北竜町長

○ 資料 9 - 8 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定

協定内容一覧

(平成 30 年 4 月現在)

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
1	ドラゴンのまち災害時応援協 定書 (平成 8 年 9 月 30 日)	ドラゴンサミット 構成市町村	○災害発生時における相互支援協定 ・食料、飲料水、生活必需品、資機 材、車両、医療必要物資等の提供 ・職員派遣 ・被災者一時受入施設の提供
2	災害時における北竜町内郵便 局、北竜町間の協力に関する協 定書 (平成 20 年 6 月 1 日)	和、碧水郵便局	○災害時の相互協力 ・避難場所、物資集積場所等の提供 ・避難先及び避難状況等の情報提供 ・郵便局ネットワークを活用した広 報活動 ・避難場所への臨時差出の設置 ・郵便局事業に関する災害特別事務 取扱及び援護対策 ・その他
3	災害時の医療救護活動に関す る協定書 (平成 5 年 9 月 1 日)	深川医師会	○地域防災計画に基づき行う医療救護 活動に関する協定
4	北空知 1 市 4 町災害時相互応 援に関する協定 (平成 25 年 12 月 20 日)	深川市、妹背牛町、 沼田町、秩父別町	北空知 1 市 4 町との災害発生時におけ る相互支援協定 ・食料、飲料水、生活必需品、資機 材、車両、被災者の救出、医療、 防疫、施設の災害復旧等に必要物 資等の提供又はあつせん ・職員派遣 ・児童、生徒の受入れ ・被災者に対する住宅の提供及び あつせん
5	災害等の発生における北竜町 と北海道エルピーガス災害対 策協議会の応急・復旧活動支 援に関する協定 (平成 22 年 8 月 1 日)	北海道エルピーガス 災害対策協議会	○北海道エルピーガス災害対策協議会 の応援・復旧活動の支援 ・LP ガスの被害状況及び復旧状況の情 報提供 ・被災場所における応急措置及び復旧 工事 ・避難場所への LP ガス供給及び関連 機器の設置工事 ・簡易コンロ等の手配 ・LP ガス設備の撤去等の安全対策 ・その他
6	災害時における応急対策の 活動に関する協定 (平成 18 年 10 月 1 日)	北竜建設業協会	○災害時等の機能維持及び回復を図る ために実施する応急工事等
7	緊急時飲料提供ベンダー設置 (平成 21 年 5 月 26 日)	サントリーフーズ 株式会社	○災害対応型自動販売機における協働 事業に関する協定 ・緊急時における災害対応型自動販 売機における飲料の提供、備蓄用 飲料水の提供

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
8	緊急時飲料提供ベンダー設置 (平成 21 年 4 月 10 日)	サントリーフーズ 株式会社	○災害対応型自動販売機における協働 事業に関する協定 ・災害対応型自動販売機を活用した 各種災害情報の提供及び飲料の提 供
9	災害時協力協定 (平成 23 年 3 月 15 日)	一般財団法人 北海道電気保安協会	○災害時協力協定 ・公共施設の電力復旧のために必要 な調査等の応急対策活動 ・公共施設の電力復旧工事の監督・指 導及び検査
10	災害時における応急対策業務 協定 (平成 20 年 4 月 1 日)	道北電気工事協同組合 深川支部	○災害時における応急対策業務に係る 協定 ・公共建築物の機能確保及び復旧に 必要な応急対策業務
11	日本水道協会北海道支部道北 地区協議会災害時相互応援に 関する協定 (平成 10 年 12 月 1 日)	日本水道協会北海道支 部道北地区協議会	○日本水道協会北海道支部道北地区協 議会災害時相互応援に関する協定 ・応急給水作業 ・応急復旧作業 ・応急復旧用資材提供 ・工事業務のあっせん ・そのほか特に要請のあった事項
12	災害時応急危険度判定活動連 携協定	一般社団法人 北海道建築士会 北空知支部	○災害時協力協定 ・震災建築物の応急危険度判定等の 為に判定士の派遣等の支援業務

〔 地 震 〕

○ 資料 10-1 過去に発生した各地域の主な被害地震

地域名	発生年月日 地震災害名	震 央	規模 (M)	最大震度 ()現地調査等による。	被害状況
太 平 洋 側	昭和 27 年 3 月 4 日 (1952) 十勝沖地震	釧路沖 N 41° 42' E 144° 09' H 54km	8.2	(6 池田、浦幌、豊頃、 幕別、大津、音別、 厚真) 5 浦河、帯広、釧路	太平洋一帯に大被害、大津波 (流氷の遡上に伴う被害含む。) 死者 28、不明者 5、負傷者 287 家屋全壊 815、流失 91、 半壊 1,324
	昭和 43 年 5 月 16 日 (1968) 「1968 年十勝沖地震」	青森県東方沖 N 40° 44' E 143° 35' H 0	7.9	5 浦河、苫小牧、広尾、 函館	南西部地方を中心に被害、津波 死者 2、負傷者 133 住家全壊 110、半壊 405
	昭和 48 年 6 月 17 日 (1973) 「1973 年 6 月 17 日 根室半島南東沖地震」	根室半島南東沖 N 43° 04' E 145° 58' ' H 44	7.4	5 釧路、根室	釧路、根室地方に被害、津波 負傷者 28 住家全壊 2、半壊 1
	昭和 57 年 3 月 21 日 (1982) 「昭和 57 年(1982) 浦河沖地震」	浦河沖 N 42° 04' E 142° 36' H 40	7.1	6 浦河	日高地方沿岸を中心に被害、 小津波 負傷者 167 住家全壊 13、半壊 28
	平成 5 年 1 月 15 日 (1993) 「平成 5 年(1993 年) 釧路沖地震」	釧路沖 N 42° 55' E 144° 21' H 101	7.5	6 釧路	釧路地方に被害 死者 2、負傷者 966 住家全壊 53、半壊 254
	平成 6 年 10 月 4 日 (1994) 「平成 6 年(1994 年) 北海道東方沖地震」	北海道東方沖 N 43° 23' E 147° 40' H 28	8.2	6 釧路、厚岸	釧路、根室地方に被害 負傷者 436 住家全壊 61、半壊 348
	平成 15 年 9 月 26 日 (2003) 「平成 15 年(2003 年) 十勝沖地震」	十勝沖 N 41° 47' E 144° 05' H 45	8.0	6 弱 新冠、新ひだか、 浦河、鹿追、 幕別、豊頃、忠類、 釧路町、厚岸	太平洋一帯に被害 不明者 2、負傷者 847 住家全壊 116、半壊 368
	平成 16 年 11 月 29 日 (2004) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 57' E 145° 17' H 48	7.1	5 強 弟子屈、釧路町、 別海 5 弱 新冠、新ひだか、 更別、釧路、厚岸	釧路、根室、十勝地方に被害、 津波 負傷者 52 住家全壊 1、一部破損 4
	平成 16 年 12 月 6 日 (2004) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 51' E 145° 21' H 46	6.9	5 強 厚岸 5 弱 更別、弟子屈、 釧路町、別海	釧路、根室地方に被害 負傷者 12
	平成 17 年 1 月 18 日 (2005) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 53' E 145° 00' H 50	6.4	5 強 厚岸 5 弱 別海	負傷者 1
平成 23 年 3 月 11 日 (2011) 「平成 23 年(2011 年) 東北地方太平洋沖地 震」	三陸沖 N 38° 06' E 142° 52' H 24	9.0	4 新冠、函館、浦幌、 大樹、南幌、帯広、 長沼、新篠津、音更、 むかわ、北斗、釧路、 上ノ国、岩見沢、 千歳、様似、厚真、 平取、更別、 中富良野、 新ひだか、浦河、 白糠、苫小牧、鹿追、 知内、芽室、池田	太平洋沿岸を中心に被害、津波 死者 1、負傷者 3 住家半壊 4、一部破損 7	

地域名	発生年月日 地震災害名	震 央	規模 (M)	最大震度 ()現地調査等による。	被害状況
太平洋側	平成 28 年 6 月 16 日 (2016) (内浦湾の地震)	内浦湾 N 41° 57' E 140° 59' H 11	5.3	6 弱 函館 4 七飯、鹿部	負傷者 1 住家一部損壊 3
	平成 30 年 9 月 6 日 (2019) 「平成 30 年北海道胆振 東部地震」 (逆断層型の地殻内地震)	胆振地方中東 部 N 42° 41' E 142° 00' H 6.8	6.7	7 厚真町 6 強 安平町、 むかわ町 6 弱 札幌東区 新千歳空港 日高町、平取町	厚真町を中心に広範囲で土砂崩 れ、液状化現象 (道内のほぼ全域で大規模停電) 死者 42、負傷者 762 住家の全壊 462 棟、半壊 1570 棟、一部破損 12600 棟 ※平成 31 年 1 月 28 日現在
日本 海 側	天保 5 年 2 月 9 日 (1834) (石狩川河口付近)	石狩湾 N 43° 18' E 141° 24' H 0	6.4	6 石狩川河口付近 (推定) 5 札幌市の一部 (推定)	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊 23、半壊 3
	大正 7 年 5 月 26 日 (1918) (留萌沖の地震)	北海道西方沖 N 44° 12' E 141° 36' H 10	5.8	(5 鬼鹿、幌延)	留萌郡鬼鹿村に小被害
	昭和 15 年 8 月 2 日 (1940) (北海道西方沖の地震)	北海道北西沖 N 44° 22' E 139° 49' H 0	7.5	4 羽幌 (留萌、幌延、苫小牧、 岩内、乙部、神恵内、 南尻別、倶知安、 京極、八雲、徳舜別)	天塩、羽幌、苫前を中心に被害、 津波 死者 10 住家全壊 26、半壊 7
	昭和 58 年 5 月 26 日 (1983) 「昭和 58 年(1983 年) 日本海中部地震」	秋田県沖 N 40° 22' E 139° 04' H 14	7.7	4 森、江差	檜山特に奥尻に被害、大津波 死者 4、負傷者 24 住家全壊 5、半壊 16
	平成 5 年 7 月 12 日 (1993) 「平成 5 年(1993 年) 北海道南西沖地震」	北海道南西沖 N 42° 47' E 139° 11' H 35	7.8	(6 奥尻) 5 小樽、寿都、江差	奥尻を中心に大被害、大津波 死者 201、不明者 28、負傷者 323 住家全壊 601、半壊 408
内 陸	昭和 34 年 1 月 31 日 (1959) (弟子屈地震)	釧路地方中南部 N 43° 23' E 144° 22' H 10	6.3	(5 阿寒湖畔、 上御卒別) 4 釧路	弟子屈、阿寒を中心に被害 澱粉工場倒壊 1、住家全壊 2、住 家半壊 1、一部損壊
	昭和 62 年 1 月 14 日 (1987) (十勝地方南部の地震)	十勝地方南部 N 42° 32' E 142° 56' H 119	6.6	5 釧路	胆振、十勝、釧路を中心に被害 負傷者 7 住家一部損壊 1
	平成 7 年 5 月 23 日 (1995) (空知支庁中部の地震)	空知地方中部 N 43° 39' E 141° 43' H 16	5.9	5 北竜	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者 4 住家一部破損 59
	平成 16 年 12 月 14 日 (2004) (留萌支庁南部の地震)	留萌地方南部 N 44° 05' E 141° 42' H 9	6.1	5 強 苫前 5 弱 羽幌	留萌地方を中心に被害 負傷者 8 住家一部破損 165
遠地	昭和 35 年 5 月 23 日 (1960) 「チリ地震津波」	南米チリ沖 S 38° 24' W 73° 68' H 25 (米国地質調査 による。)	9.5	-	太平洋沿岸一帯に被害、大津波 死者 8、不明者 7、負傷者 15 全壊 38、流出 158、半壊 82

(注)「震源」欄の記号は、N (北緯)、E (東経)、S (南緯)、W (西経)、H (震源の深さ(Km)) を表す。

「規模」欄の数値は、M (マグニチュード) を表す。

「チリ地震津波」の震源要素は米国地質調査所による。

※地震災害名の「」は気象庁により命名された地震を表す。

○ 資料 10-2 既往地震による（総合）振興局別最大震度

(総合) 振興局名	最大震度	
	[地点：地震名又は震央名(発生年)]	
空 知	5	北竜：空知支庁中部(1995)
	5弱	岩見沢、南幌、長沼、栗山：「平成15年(2003)十勝沖地震」
石 狩	6	(震央付近)：石狩川河口付近(1834)
	5弱	新篠津：「平成15年(2003)十勝沖地震」
後 志	5	寿都、小樽：「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」
胆 振	7	厚真町：平成30年(2018)北海道胆振東部地震
	6	(厚真)：十勝沖(1952)
	6強	安平町、むかわ町：平成30年(2018)北海道胆振東部地震
	5	苫小牧：十勝沖(1968)
	5弱	壮瞥町：胆振地方西部(2000)
	5弱	厚真：「平成15年(2003)十勝沖地震」
	5弱	苫小牧：「平成15年(2003)十勝沖地震」
	5弱	安平：十勝地方中部(2013)
	5弱	白老：石狩地方南部(2014)
日 高	6	浦河：「昭和57年(1982年)浦河沖地震」
	6弱	浦河、新冠、静内：「平成15年(2003)十勝沖地震」
	5強	新ひだか町：日高地方中部(2011)
	5弱	厚真、新ひだか：「平成15年(2003)十勝沖地震」
	5弱	浦河、新冠、様似：浦河沖(2016)
渡 島	6弱	函館：内浦湾(2016)
檜 山	6	(奥尻)：「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」
	5	江差：「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」
上 川	5弱	中富良野：「平成15年(2003)十勝沖地震」
留 萌	5強	苫前：留萌地方南部(2004)
	5弱	羽幌留萌地方南部(2004)
オホーツク	5弱	清里、北見、訓子府：「平成15年(2003)十勝沖地震」
十 勝	6弱	豊頃、鹿追、幕別、忠類：「平成15年(2003)十勝沖地震」
	5	帯広、本別、広尾：十勝地方南部(1970)
	5	帯広、広尾：「平成5年(1993年)釧路沖地震」
	5	足寄、広尾：「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」
	5強	足寄、帯広、本別、更別、広尾：「平成15年(2003)十勝沖地震」
	5強	浦幌：十勝地方南部(2013)
	5弱	上士幌、音更、清水、芽室、忠類：「平成15年(2003)十勝沖地震」
5弱	帯広、音更、清水、幕別、池田、豊頃、本別、新得、大樹：十勝地方南部(2013)	
釧 路	6	釧路市、厚岸：「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」
	6弱	釧路町、厚岸：「平成15年(2003)十勝沖地震」
	5強	弟子屈、釧路町：釧路沖(2004)
	5弱	弟子屈、釧路町、厚岸、標茶、白糖：十勝地方南部(2013)
根 室	6	(別海)：国後島付近(1907)
	5	根室、中標津、羅臼：根室半島南東沖(1973)、 「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」
	5強	別海：「平成15年(2003)十勝沖地震」、釧路沖(2004)
	5強	根室：十勝地方南部(2013)

(注) 震度は気象庁震度観測点の観測によるが、括弧付地点は聞き取り調査等による。
市町村ごとに、最大震度を記録した直近の地震を掲載

○ 資料 10-3 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

- (注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

〔 災 害 の 基 礎 知 識 〕

○ 資料 11-1 1時間雨量の目安

1時間雨量	警報、注意報	見た目の状態
10～20mm		「やや強い風」 ザーザーと降り、地面一面に水たまりができる。
20～30mm	30mm 以上で大雨注意報級	「強い風」 どしゃ降り、下水や小川が溢れ小規模ながけ崩れが発生する。
30～50mm	50mm 以上で大雨警報級	「非常に強い風」 バケツをひっくり返したような雨、道路が川のように
50～80mm		「非常に強い風」 滝のような雨、地下にも雨水が流れ込む場合がある。
80mm 以上		「猛烈な風」 大規模な災害の発生する恐れが強い。

○ 資料 11-2 風と被害の目安

風速値	警報、注意報	見た目の状態
10～15m/秒	10m/秒以上で強風注意報級	「やや強い風」 取り付けの悪い看板やトタン板が飛び始める
15～20m/秒	20m/秒以上で暴風警報級	「強い風」 ビニールハウスが壊れ始める
20～25m/秒		「非常に強い風」 シャッターが壊れ始め飛来物で窓ガラスが割れる。
25～30m/秒		「非常に強い風」 ブロック塀が壊れ始め、立っていらなくなる。
30m/秒以上		「猛烈な風」 屋根が吹き飛ばされ、木造住宅の全壊が始める。

○ 資料 11-3 地震の基礎知識

1. マグニチュード (M) とは

地震エネルギーの大きさを表し、数字が大きいほど規模の大きい地震といえます。例えば、マグニチュードが1増えるとエネルギーは約30倍の大きさになります。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、震度7マグニチュード9.0という国内最大のものでした。

2. 震度とは

震度は、その場所での地震の揺れを階級で表したものです。以前は、8階級でしたが、現在は震度5と6をそれぞれ強と弱に分ける区分となっています。

3. 地震震度と感じ方

震度0	人は揺れを感じません
震度1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じます。
震度2	屋内にいる人の多くが揺れを感じます。眠っている人の一部が目覚まします。
震度3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じます。恐怖感を覚える人もいます。
震度4	かなりの人に恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとします。眠っている人のほとんどが目覚まします。
震度5弱	多くの人が身の安全を図ろうとします。一部の人は行動に支障を感じます。
震度5強	非常な恐怖を感じます。多くの人が行動に支障を感じます。
震度6弱	立っている人が困難になります。 ※平成15年十勝沖地震
震度7	揺れにほんろうされ、自分の意志では行動できません。 ※平成7年兵庫県南部地震、平成16年新潟県中越地震 平成23年東日本大震災

○ 資料 11-4 職員参集要領

1. 参集対象 災害の基準 (第3非常配備基準)	北竜町内で次に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには参集すること。 ① 特別警報をうけ、重大な災害の危険性が著しく高まっているとき。 ② 震度5強以上の地震が発生したとき。 ③ その他多数の死傷者を伴い、又は伴うおそれのある大規模な災害が発生したとき。
2. 参集除外職員	① 公務災害又は私傷病により参集することが難しい者 ② 休暇、出張又は私事旅行中で遠方にいるために参集することが難しい者 ③ その他町長が参集を免除した者
3. 参集場所	① 所属部署 ② 道路交通の途絶等により登庁が困難な場合には、最寄りの機関、指定避難場所等に参集し、直ちにその旨を課長等に連絡する。 ③ 各課長等は職員の参集状況を把握し、総務課長に報告する。
4. 参集時の服装・ 携帯品	① 応急活動に適した服装とする。 ② 軍手(手袋)、職員証、筆記用具、着替え、水筒(飲料水)、非常活動用食料、懐中電灯、携帯ラジオ、雨具など
5. 参集手段及び 方法	大規模地震発生時には、道路の寸断や交通渋滞の可能性があるので自動車の使用は控え、徒歩・自転車・バイクにより登庁する。 その他の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、状況に応じた方法により登庁する。
6. 被害状況の報告	参集途中に現認した被害状況等について所属課長等に報告する。 ① 死傷者、負傷者等の人的被害の状況 ② 住宅等建物の倒壊及び火災の発生状況 ③ 住民の動静(避難状況・自主防災組織の活動状況等) ④ 道路、トンネル、橋梁等の陥没、損壊、流出の状況 ⑤ 河川の水位状況 ⑥ 社会福祉施設、診療所、学校等の公共施設の損壊状況 ⑦ 電気、水道、ガス等ライフライン及び通信施設等の障害状況 ⑧ 職員の人的及び物理的被害の状況 ⑨ その他災害応急対策に参考、必要となる事項
7. 参集途中の 緊急措置	職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。

〔 様 式 〕

○ 別記第1号様式 災害情報報告

災 害 情 報 報 告

(報告第 号)		対策部長	担 当	職 員		
報 告 日 時		年 月 日 () 時 分				
報告者の所属・氏名		班				
情報提供者の氏名等		住所 氏名 〆 () -				
情報提供者の所在						
情報提供の方法		電話 ・ 訪問 ・ その他 ()				
災 害 情 報 の 内 容	区 分	<input type="checkbox"/> 被害情報 <input type="checkbox"/> 資機材等の要請 <input type="checkbox"/> 支援要請				
		<input type="checkbox"/> その他 ()				
	概 要	発 生 日 時	年 月 日 時 分 (確認)			
		場 所				
		原 因				
		被 害 状 況				
		応 急 措 置				
		対 策 要 求				
		気 象 等 の 状 況				
そ の 他						
(特記事項)						

注 太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

○ 別記第2号様式 職員参集状況報告書

職 員 参 集 状 況 報 告 書

			受付番号	
参集場所			氏 名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所 属	課 担当
	到着時間	時 分	部・担当	担当
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・バ・車・交

本人・家族等の安否の状況	
参集途上での被害の状況	
参集途上における留意事項	

- 注 1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
 2 班長又は所属長は、収集後に総務対策部に提出すること。
 3 受付番号は、総務班で記入すること。
 4 「本人・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄をすること。
 5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
 6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
 7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第3号様式 職員参集状況集計表

職 員 参 集 状 況 集 計 表

区分	総人数	時 分現在	時 分現在	時 分現在	備 考
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
合 計	人	人 %	人 %	人 %	

○ 別記第4号様式 職員参集状況受付簿

職員参集状況受付簿

班長様

_____ 班長

番号	所属・氏名	参集時刻	参集方法	備考（職員の健康状態等）
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	
		:	歩・転・バ [°] ・車・交	

注1 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○印をつけること。

2 「備考」欄は、参集した職員が負傷等により、作業を行うに当たり支障のある場合に限り記入すること。

○ 別記第5号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策部

所 属 ・ 職 氏 名	連 絡 方 法	連 絡 時 間	連 絡 の 可 否	本 人 ・ 家 族 等 の 安 否 状 況	備 考 (参集可能時間等)
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		

○ 別記第7号様式 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 日

(市町村名)

至 年 日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材 35万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
道(都府県)分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円	
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										
水防管理団体分 前回迄										
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第8号様式 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報										
報告日時	月	日	時	分現在	発受信日時	月	日	時	分	
発信機関 (振興局・市町村名 等)					受信機関 (振興局・市町村名 等)					
発信者 (職・氏名)					受信者 (職・氏名)					
発生場所										
発生日時		月	日	時	分	災害の原因				
気 象 等 の 状 況	雨量									
	河川水位									
	潮位波高									
	風速									
	その他									
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道路									
	鉄道									
	電話									
	水道 (飲料水)									
	電気									
	その他									
(1) 災害対策本部等の 設置状況		(名 称)		(設置日時)		月	日	時	分設置	
		(名 称)		(設置日時)		月	日	時	分設置	
(2) 災害救助法の適用 状況	地区名	被害棟数		罹災世帯		罹災人数				
	(救助実施内容)									

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○ 別記第9号様式 被害状況報告(速報・中間・最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名			
	職・氏名					職・氏名			
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分	
項目		件数等	被害金額(千円)	項目	件数等	被害金額(千円)			
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
		道路	箇所						
		橋梁	箇所						
		小計	箇所						
②住家被害	全壊	棟			市町村工事	河川	箇所		
		世帯				道路	箇所		
		人				橋梁	箇所		
	半壊	棟			小計	箇所			
		世帯			港湾	箇所			
		人			漁港	箇所			
	一部破損	棟			下水道	箇所			
		世帯		公園	箇所				
	床上浸水	棟		崖くずれ	箇所				
		世帯		計	箇所				
人									
床下浸水	棟		⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻			
	世帯				破損	隻			
	人				計	隻			
計	棟			漁港施設	箇所				
	世帯			共同利用施設	箇所				
	人			その他施設	箇所				
				漁具(網)	件				
③非住家被害	全壊	公共建物		棟	水産製品	件			
		その他		棟	その他	件			
	半壊	公共建物		棟	計				
		その他	棟						
	計	公共建物	棟	⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
	その他	棟	治山施設			箇所			
			林道			箇所			
			林産物			箇所			
			その他			箇所			
④農業被害	農地	田	流出・埋没等		ha	小計	箇所		
			浸冠水		ha	一般民有林	林地	箇所	
		畑	流出・埋没等		ha		治山施設	箇所	
			浸冠水		ha		林道	箇所	
	農作物	田	ha		林産物		箇所		
		畑	ha	その他	箇所				
	農業用施設	箇所	小計	箇所					
	共同利用施設	箇所							
	営農施設	箇所							
	畜産被害	箇所							
その他	箇所								
計			計	箇所					

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道		箇所		⑪ 社会教育施設被害			箇所	
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理 し尿処理	箇所			計	箇所		
	火葬場		箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	計		箇所			鉄道施設	箇所		
				被害船舶		隻			
				空港		箇所			
				水道		戸	—		
				電話		回線	—		
⑨ 商工被害	商業		件		電気	戸	—		
	工業		件		ガス	戸	—		
	その他		件		ブロック塀等	箇所			
	計		件		都市施設	箇所			
⑩ 公立文教施設	小学校		箇所		計		—		
	中学校		箇所		被害総額				
	高校		箇所		火災発生	建物	件		
	その他文教施設		箇所			危険物	件		
	計		箇所			その他	件		
公共施設被害市町村数			団体		消防団員出動延人数				
罹災世帯数			世帯		人				
罹災者数			人		人				
消防職員出動延人数			人		人				
災害対策本部の設置状況	道 (振興局)								
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

○ 別記第 10 号様式 災害情報速報

災 害 情 報 速 報 (第 号)

北 竜 町

報告日時 月 日 時現在

気象状況			降雨量	総雨量		mm
	河川名	地区名	概要 (水位等)			
主要河川 状況						
道路橋梁 状況	路線名等		地区名	概要 (不通箇所等)		
浸水状況	地区名	概要		地区名	概要	
避難状況	区分	地区名	避難場所	避難人員	時間	
	避難指示					
	避難勧告					
	自主避難 (避難準備情報)					

○ 別記第 11 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号	公 用 令 書				
	住 所				
	氏 名				
	災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり			従事 協力	を命ずる。
	年	月	日		
	処分権者			㊟	
従事すべき業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
備 考					

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第 2 号様式

保 管 第 号	公 用 令 書				
	住 所				
	氏 名				
	災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
	年	月	日		
	処分権者			㊟	
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号	公 用 令 書							
	住所 氏名							
	災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり						管理 収用	を使用する。
	年 月 日							
	処分権者						㊟	
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号	公 用 変 更 令 書						
	住所 氏名						
	災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。						
	年 月 日						
	処分権者						㊟
変更した処分の内容							

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
	処分権者 ㊟

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
平成 年 月 日交付	
	北 竜 町 長 ㊟
	交付責任者 ㊟

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第 12 号様式 避難者世帯名簿

避 難 者 世 帯 名 簿

[避難所名] No. _____

現 住 所			被 災 場 所				
世 帯 主 氏 名			親 族 そ の 他 へ の 連 絡 先 (姓 ・ 姓 名 ・ 電 話 番 号)				
電 話 番 号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	続 柄	性 別	職 業 (勤 務 先)	入 所 日 時	退 所 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世 帯 主	男 ・ 女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男 ・ 女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男 ・ 女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男 ・ 女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男 ・ 女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男 ・ 女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男 ・ 女		月 日 時	月 日 時
備 考 欄							

- 注 1 一世帯ごとに記入すること。
- 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。
- 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。
- 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。
- (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
 - (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
 - (3) その他特記事項

○ 別記第 13 号様式 避難所受入台帳

(避難所：)

管理者 認 印	月 日	受入人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	(日間)					

- 注) 1. 「受入人員」欄は、当日の最高受入人員数を記入し、受入人員数の増減経過は、「記事」欄に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を受け入れたときは、その住所、氏名及び受入期間を「備考」欄に記入すること。

○ 別記第 14 号様式 避難所設置及び受入状況

(北竜町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設期間		実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで					
計		既存建物						
		野外仮設						

- 注) 1. 「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第 15 号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

北 竜 町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 16 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

北 竜 町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理 者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 17 号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

北 竜 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借 上 等		修 繕					燃料費	実支出額	備考	
			使用車両		金 額	故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
					円					円	円		
計													

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 18 号様式 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

北 竜 町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 19 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

北 竜 町

供 給 月 日	対 象 人 員	給水用機械器具								実支出額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃料費			
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費		修繕の 概 要		
	人			円		円		円	円		
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 20 号様式 世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

平成 年 月 日 時現在

北 竜 町

世帯構成員別 被害別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人以上 世帯	計	小学校	中学校
	全 壊 (焼)												
流 失													
半 壊 (焼)													
床 上 (下) 浸 水													

○ 別記第 21 号様式 物資購入 (配分) 計画表

物 資 購 入 (配 分) 計 画 表

平成 年 月 日 時現在

北 竜 町

世帯	人世帯				人世帯				人世帯				計				備 考		
	円				円				円										
	品 目	単 価	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数		所 要 数	金 額
計																			

1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 22 号様式 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

平成 年 月 日 時現在

北 竜 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

⑨

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 23 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)	2 流失	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男	人
	3 半壊(焼)	4 床上(下)浸水			女	人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印

連絡先 (避難所・電話番号等) _____

給付 (貸与) 年月日	品 名	数 量	備 考

○ 別記第 24 号様式 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名 印

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 25 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

北 竜 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬 入院	診療報酬 通院	点数	金額	備考
				入院	通院					
						点	点	点	円	
計	機関									

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第 26 号様式 助産台帳

病院診療所医療実施状況

北 竜 町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～	円	
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		
	月 時 日 分		月 月 日 日 ～		

○ 別記第 27 号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況

北 竜 町

学校名	学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品						の内			実支出額	備考
					教科書		その他		学用品		鉛筆	ノート	計		
					国語	算数	理科	社会	音楽	体育					
小学校				月 日										円	
中学校														円	
計														円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

注 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

注 3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第 28 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

北 竜 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世 帯										

- 注 1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 2 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 3 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 4 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 5 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 29 号様式 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

北 竜 町

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	摘 要
			円	
計 世帯				

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 30 号様式 行方不明者の搜索状況記録簿

行方不明者の搜索状況記録簿

北 竜 町

年 月 日	搜 索 員 人	搜 索 用 機 械 器 具							実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費			
	人			円		円		円	円	

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第31号様式 遺体処理台帳

遺体処理台帳

北竜町

処理年月日	死体の発見の場 及 時 所	死亡者 氏 名	死亡者 との関係	洗淨等の処理			死体の一時保存	検案料	実支出額	備考
				品名	数量	金額				
						円	円	円		
計		人								

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 32 号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

北 竜 町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬者氏名	埋葬者との関係	行った者(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	葬費		備考
		氏名	年齢					骨	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 33 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

北 竜 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 34 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
住 所	氏 名	日 額	各日別就労状況					月分	基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額		
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2 各日別就労状況は、1 日就労したものは「1」と表示する。また、5 時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 35 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関							
		担 当 者 職 氏 名							
		連 絡 先		TEL			FAX		
災害の状況・派遣理由	覚 知			年 月 時 分					
	災害発生日時			年 月 時 分					
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と する 区 域					希 望 する 活 動 内 容				
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況	離 着 陸 場 名								
	特 記 事 項		(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物等)ほか)						
必 要 と する 資 機 材				現 地 での 資 機 材 確 保 状 況					
				特 記 事 項					
傷 病 者 の 搬 送 先					救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況				
他 機 関 の 応 援 状 況	他 に 応 援 要 請 して いる 機 関 名								
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況								
現 地 最 高 指 揮 者		(機 関 名) (職 ・ 氏 名)							
無 線 連 絡 方 法		(周 波 数)						H z	
そ の 他 参 考 と なる 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

○ 別記第 36 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 年 号 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

北竜町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 別記第 37 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	北竜町	電話	FAX		
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師	氏名			
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話	FAX				
受入れ医療機関の了承	有 ・ 無				
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
	体 重	kg		職業	
ふりがな 住 所					
ふりがな 病 名	現状				
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院	・				受入医療機関）
氏 名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師				
	付添人	続柄			
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 ^H × ^W × ^L 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称、規格 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現地離着陸場					メモ

○ 別記第 38 号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

年 第 号
月 日

北 海 道 知 事 様

北 竜 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- 2 派遣を必要とする期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容

- 4 派遣部隊が展開できる場所

- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

○ 別記第 39 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

年 第 号
月 日

北 海 道 知 事 様

北 竜 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したの
で、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分